

統計委員会の諮問・答申について

平成28年10月25日
総務省統計委員会担当室

- 平成19年10月の発足以来、平成28年10月末までに、96件の諮問を受け、92件の答申（審議中の諮問4件）。

- 審議を行った上で、諮問された変更案を承認するだけでなく、以下のように対応。
 - ・ 諮問された調査計画の修正（調査事項の追加等）を指摘。
 - ・ 答申に「今後の課題」を指摘して検討を求め、必要に応じて次期基本計画の事項にするとともに、次回諮問時に確実にフォローアップを実施。
 - ・ 答申以外にも、課題として「部会長メモ」を提示し、同内容を実質的に、答申における「今後の課題」と同様に取扱い。

- 諮問審議等を行うために費やした部会やワーキンググループ会合の開催回数は、これまで570回。（年平均 約62.7回、週平均 約1.2回）

統計委員会の答申について(委員会による変更案の修正、今後の課題、部会長メモ)

諮問番号	件名	諮問	答申
94	ガス事業生産動態統計調査の変更について	平成28年9月29日	審議中
93	作物統計調査の変更について	平成28年7月26日	審議中
92	科学技術研究調査の変更について	平成28年7月26日	平成28年9月29日
91	小売物価統計調査の変更について	平成28年7月26日	平成28年8月25日
90	人口推計の基幹統計としての指定について	平成28年6月30日	平成28年8月25日
89	農業経営統計調査の変更について	平成28年4月26日	平成28年7月26日

委員会による修正	(内容)
○	女性研究者数を内数として把握するよう修正
○	損益計算書の項目の並び順に沿った配置に修正、他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>今後の課題</p> <p>(1)「開発研究」の定義変更に伴う対応 前記1(2)ア(ウ)に記載した性格別研究費における「開発研究」の定義変更に関し、調査実施に当たっては、定義変更の趣旨を報告者に対して十分に周知するとともに、審査の際は、変更に伴って生じ得る報告者の回答状況や集計結果への影響について検証する必要がある。</p> <p>(2)プラスチック・マニュアル等への対応 プラスチック・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とされている事項の把握について、引き続き検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、前記2のただし書きに記載した点に留意する必要がある。</p> <p>(3)消費税の取扱いの検討 本調査では、消費税込みでの回答が求められているが、報告者の負担軽減の観点から、税込みで回答するか、税抜きで回答するかについて報告者が選択できる方法(経済センサス・活動調査(総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査)等で導入されている。)を採用することの可否を検討する必要がある。</p>	
○	<p>2 今後の課題</p> <p>今後の課題については、以下のとおりである。</p> <p>(1)調査対象区分の見直しについて 本調査では、今回、任意組織経営体を調査対象の属性的範囲から削除し、個別経営体と組織法人経営体の2つの区分を対象に調査を実施することとしている。 しかしながら、現在、個別経営体に区分されている一戸一人(農業経営を法人化している農家)の中には、雇用が発生し、外形的に組織法人経営体と差異がない状況となっている一方、組織法人経営体についても、株式会社等の会社法人だけでなく、NPO 法人の参入など様々な形態の経営体が見られるところである。 このため、本調査の母集団情報となる農林業センサスとの整合性や調査結果の継続性等に留意しつつ、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>(2)「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について 本調査では、個別経営体及び組織法人経営体を対象に、農地の集積・分散が米の生産コストへ及ぼす影響等の分析に資する情報を得るため、新たに「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」を調査することとしている。 しかしながら、ほ場や団地の配置については、例えば、小規模でかつ例外的に遠隔地にあるほ場もみられるなど、様々なケースが想定されるところである。このため、今回調査の結果につき精査し、必要に応じ、本調査事項の見直しについて検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	男女別人数の把握、継続して把握する調査事項と一時的に把握する調査事項の役割分担	

諮問番号	件名	諮問	答申
88	牛乳乳製品統計調査の変更について	平成28年4月26日	平成28年7月26日
87	就業構造基本調査に係る匿名データの作成について	平成28年3月22日	平成28年4月26日
86	商業動態統計調査の変更について	平成27年12月11日	平成28年2月16日

委員会による修正	(内容)
○	<p>液状乳製品やバターの実態をよりの確に把握するため、以下のとおり、修正する必要があることを指摘する。</p> <p>① 基礎調査票及び月別調査票(牛乳処理場・乳製品工場用)における生乳の処理内訳のうち、乳製品向けの内訳として、これまで「うち、クリーム等向け」として液状乳製品を包含し一括して把握していたものを、「うち、クリーム向け」「うち、脱脂濃縮乳向け」及び「うち、濃縮乳向け」と区分して把握するよう変更すること(図4及び5参照)。</p> <p>② 基礎調査票における乳製品の年末在庫量(12月31日現在)並びに月別調査票(牛乳処理場・乳製品工場用)及び月別調査票(本社用)における乳製品の月末在庫量を把握する事項について、「バター」の在庫量について、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別に把握するよう変更すること(図6、7及び8参照)。</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>就業構造基本調査の匿名データは、平成4年、9年、14年に続き本調査で4年次分のファイルが提供されることになる。同調査は、女性の結婚、出産等に関連した就業動向や、若年、中高年齢者の退職・再就職等の動向など近年の雇用動向の変化を分析する上で貴重な情報源であり、このような観点から分析する上では、年齢や地域等に関する詳細な情報が不可欠である。同調査については、この間、利用者の幅が広がってきており、年齢区分、産業・職業の分類区分、地域区分の細分化など利用者のニーズが高度化してきているとの指摘もある。さらに、利用者の使い易さに配慮を求める意見もある。</p> <p>一方、匿名性は、一つの匿名化措置のみで確保されるのではなく、複数の匿名化措置により全体として確保されるものであるため、匿名化措置の内容や組合せを変えることにより、同一の調査について複数の匿名データを作成することが可能であると考えられる。そのため、分析上のニーズを的確に把握し、そのニーズに対応した匿名化措置の内容や組合せ、抽出単位の異なる複数ファイルの作成可能性について検討する必要がある。さらに、複数ファイルの第2のファイル作成に関しては、すでに提供されている匿名データとは独立してリサンプリングする方法などを検討するとともに、匿名性の確保に留意しながら、年齢あるいは地域の詳細な情報を含む匿名データの提供の在り方を引き続き検討する必要がある。</p>	
○	<p>4 今後の課題</p> <p>○ 調査系統の変更に関する検証等について</p> <p>経済産業省は、内調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
85	学校教員統計調査の変更について	平成27年12月11日	平成28年2月16日
84	学校基本調査の変更について	平成27年12月11日	平成28年2月16日
83	工業統計調査の変更について	平成27年10月26日	平成28年1月21日

委員会による修正	(内容)
○	臨時雇用者男女別内訳は、引き続き、調査事項として把握することが適当である。 品目別製造品在庫額(数量、金額)は、引き続き、調査事項として把握することが適当である

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	2 今後の課題 統計利用者の利便性の向上に資する観点から、インターネットにおける情報提供について、更なる工夫・改善へ向けて取り組む必要がある。具体的には、調査結果はもとより、調査方法・調査設計といった情報につき分かりやすい情報提供に努めるとともに、利用者が求める情報を容易に入手できるよう、ホームページの構成の工夫に努める必要がある。	
○	2 今後の課題 統計利用者の利便性の向上に資する観点から、インターネットにおける情報提供について、更なる工夫・改善へ向けて取り組む必要がある。具体的には、調査結果はもとより、調査方法・調査設計といった情報につき分かりやすい情報提供に努めるとともに、利用者が求める情報を容易に入手できるよう、ホームページの構成の工夫に努める必要がある。 また、統計委員会諮問第66号の答申(平成26年7月14日付け府統委第63号)における「今後の課題」においては、以下のような課題が掲げられている。 (1)こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について【遅くとも平成30年度調査を目的に実施】 (2)「退職等教員数」における退職等理由区分等の見直しについて【遅くとも平成30年度調査を目的に実施】 (3)「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について【遅くとも平成29年度調査を目的に実施】 (4)中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について【遅くとも平成29年度調査を目的に実施】 (5)新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について【遅くとも平成32年度調査を目的に実施】 これらの課題について調査実施者より、現時点までの対応状況とともに今後とも検討を進めるとの説明があった。説明を踏まえた審議の中では、(4)中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握につき、把握の必要性は理解するものの、実際に調査することは困難ではないか、との意見もあった。 いずれの課題も検討の期限が到来していないものであり、答申及び一般の審議を踏まえ、引き続き検討を進める必要がある。	
○	4 今後の課題 (1)従業者数の把握範囲の整理について 経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の観点からは、特段の支障がない限り、経済センサスにおける把握方法に合わせることが望ましい。については、本申請の変更対象となる平成29年の調査実施までに、従業者数の把握範囲の相違の解消について検討し、可能な範囲で措置する必要がある。 (2)オンライン調査の更なる推進について 報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあるオンライン調査を更に推進するため、今回、本調査全体に拡げるオンライン調査の利用状況を分析・検証し、更なるオンライン調査の取組を進める必要がある。	

部長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
82	国民生活基礎調査の変更について	平成27年10月26日	平成28年1月21日

委員会による修正	(内容)
○	所得票に係る集計事項について、妻の就業形態の相違による世帯所得への影響を経年的に明らかにする観点から、末子の年齢と「夫婦ともに正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻がパート等非正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻が無職」の世帯類型別にみた世帯の累積収入分布を表章する必要がある

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>4 今後の課題</p> <p>今後の課題については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について</p> <p>ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証</p> <p>本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出(約5,500地区)の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。</p> <p>具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっては基礎情報としていくことが必要である。なお、上記の国勢調査との比較・検証に当たっては、本調査の準備調査結果のみならず、世帯票及び所得票についても原データレベルの情報をもって、回収結果の世帯属性や年齢構成等の分布に係る検討を行う必要がある。</p> <p>イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討</p> <p>国勢調査の分布である母分布と本調査結果(推計値)の分布を比較すると、上記2(3)アのとおり、若年層や単身世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性とともに、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある(注)。</p> <p>(注)本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単身世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じることが考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。</p> <p>ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討</p> <p>非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査(簡易調査)実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年層や単身世帯、都市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。</p> <p>なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報把握しているが、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある(注)。</p> <p>さらに、オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備(政府統計共同利用システムの改善等)等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	人と予算の確保、府省横断的な検討の場の設置等	後者については、横断的課題検討部会で対応

諮問番号	件名	諮問	答申

委員会による修正	(内容)

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
	<p>(注)「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在(入院・入所等)、⑤長期不在(入院・入所等以外)、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」のよりの確な把握、集計・分析により、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要がある。</p> <p>(2) 調査業務の効率化のための検討について 本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。</p> <p>(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について 厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。</p> <p>① 抽出方法(抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方) ② 調査方法等(調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等) ③ 推計方法 i) 推計方法の具体的な考え方及び方法 ii) 推計方法に関する検討状況 ④ 結果精度に関する情報 i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等 ii) 本調査(準備調査結果)と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況 iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況 ⑤ その他本調査結果の利用に資する情報</p> <p>なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
81	社会生活基本調査の変更について	平成27年10月26日	平成28年1月21日
80	小売物価統計調査の変更について	平成27年6月25日	平成27年9月17日
79	経済産業省生産動態統計調査の変更について	平成27年5月28日	平成27年6月25日

委員会による修正	(内容)
○	<p>「普段の健康状態」について、</p> <p>① 子供の健康状態に関連した家事時間などについてより有用なデータを得る観点から、調査対象を10歳以上の世帯員に拡大すること。</p> <p>② 国際比較可能性の向上を図る観点から、国民生活基礎調査(厚生労働省所管の基幹統計調査)の健康票における把握方法と同様、i)健康度に係る選択肢として、「ふつう」の選択肢を設け、選択肢を5区分とすること、また、ii)報告者の心理的な負担を考慮し、「悪い」の選択肢を「良くない」とすること(図5参照)。</p> <p>「在学・在園の状況」に係る調査事項について、より有用な集計を行い、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する施策の検討に資する観点から、夫婦共働きか否か(有業者、無業者の別)だけではなく、有業者については正規の職員・従業員、正規の職員・従業員以外の別の詳細な類型別に表章する必要がある</p>
○	<p>家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を「上位品目」として新たに設けるとともに、従来、設定していた調査品目がこの上位品目よりも詳細な場合は、引き続き、調査計画上に記載するよう修正する必要がある</p> <p>構造編の調査対象については、現行同様、調査計画の中に、個別の品目名を列挙する方法を継続する必要がある</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>4 今後の課題</p> <p>報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今後の情報通信技術の更なる発展及び政府統計共同利用システムの改修状況等も勘案しつつ、次回調査(平成33年調査)に向けて、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット等の他の情報通信機器による回答が可能となるよう検討する必要がある。検討に当たっては、今回のオンライン調査の結果についても検証を行い、その結果をも踏まえ対応する必要がある。</p>	
○	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 選定基準の運用 調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること。</p> <p>(2) 名簿情報を活用した集計の充実 本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、その整備を図った上で、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要がある。</p> <p>(3) 特売価格の実施状況の把握 特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	「消費税抜きCPIの作成及び公表について」、「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」他	<諮問第91号の答申「小売物価統計調査の変更について」>(案)の資料中

諮問番号	件名	諮問	答申
78	経済センサス-活動調査の変更について	平成27年3月23日	平成27年6月25日
77	経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について	平成27年2月19日	平成27年3月23日
76	国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	平成26年12月8日	平成27年1月29日
75	疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について	平成26年11月17日	平成26年12月8日
74	内航船舶輸送統計調査の変更について	平成26年10月20日	平成26年12月8日

委員会による修正	(内容)
○	調査事項の「正社員・正職員などと呼ばれている人」について、表3のとおり、「正社員・正職員としている人」に修正する必要がある
○	世帯票の教育に関する項目である「在卒の状況」と「(在卒の)学校の種類」を提供することに關して、データ数が少ない「在学したことがない」を「不詳」に統合して提供することについては、「在学したことがない」を「無回答」と同じ扱いをすることに成り適当ではない。この情報の有用性を高めながら匿名性を確保するために、「在卒の状況」の「在学したことがない」は便宜上「卒業」に含めることとし、その場合の「(在卒の)学校の種類」は「小学・中学」とし、その区分の名称を「小学・中学以下」に変更して措置すべき
○	現在公表している燃料消費量に係る集計表にある「輸送効率」等の集計事項を、今回追加を計画している集計表において集計事項として追加する必要がある

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	3 今後の課題 常用雇用者の内訳区分については、政府統計の統一的な指針として作成された「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、今後の同ガイドラインの更なる検討状況も勘案しつつ、検討していく必要がある。	
○	4 今後の課題 第Ⅱ期基本計画において、経済産業省は、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討し、平成29年度末までに結論を得ることが求められている。同省は、有識者等から構成された検討会等において所要の検討を行っているところであり、引き続き十分な検討を行った上で、必要に応じて本調査の調査計画の見直しを行うこと。	
○	3 今後の課題 (1) 地域情報の付与及び再抽出の単位 国民生活基礎調査に係る匿名データ作成においては、匿名性を確保するため、回答者である世帯の特定につながる可能性が高い地域情報を削除し、地域区分を「全国」のみとする厳格な匿名化措置を講ずることとしている。これは、調査対象数から考えればやむを得ないものの、地域情報は、公衆衛生や疫学分野の研究において世帯員情報と同様に有用性が高いことから、今後、同調査の調査方法が変更される際には、匿名性の確保を十分に図りつつ、匿名データの利用者のニーズを踏まえてリサンプリング等の匿名化措置を検討することによって何らかの地域情報を付与することの妥当性及び可能性について検討する必要がある。 (2) 所得票の内訳情報の提供 本計画においては、所得票に含まれる情報について世帯の総所得、課税等の状況及び掛金に限定して提供することとしている。しかしながら、近年、社会保障や所得格差等に関する研究の重要性が増しており、その分析には所得等に関する内訳情報の必要性が指摘されている。一方、匿名性を十分に確保した内訳情報のデータ作成方法は、確立されておらず、より精緻な匿名化手法に関する慎重な研究・検討が必要となっている。 このため、今後、所得等の内訳情報の提供に向け、匿名性と有用性の確保の観点から、トップコーディング以外の適用も含めて匿名化措置を検討する必要がある。	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	「労働者の区分等に関する取扱い」及び「消費税に係る集計方法の取扱い」に関する2つのガイドライン、企業グループについての情報の把握の重要性	第Ⅱ期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
73	社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について	平成26年10月20日	平成27年1月29日

委員会による修正	(内容)
○	<p>指導者研修については、3区分を削除せず、引き続き3区分別に実施件数等を把握する必要がある</p> <p>指定管理の相手先の選択肢について、「地方公共団体を指定」を削除せず、引き続き当該選択肢による把握を行う必要がある</p> <p>職員に対する研修先について、追加する選択肢の表記を「民間(企業等)」に修正するとともに、更に新たな選択肢として「社会教育に関係する団体」を設ける必要がある</p> <p>ボランティアに対する研修の「実施回数」は、削除せず、引き続き把握する必要がある</p> <p>託児サービスを実施した諸集会の件数は、削除せず、引き続き把握する必要がある</p> <p>電子書籍と同様、商用データベース(注)についても取り扱う図書館が増加してきていることから、その種類数についても調査項目として追加する必要がある</p> <p>青少年教育施設の種別について、当面の間、当該整理・統合を行わず、現行の選択肢により引き続き把握する必要がある</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>(1)関係主体ごとの収入・費用構造の把握について 地方公共団体の財政が厳しさを増すとともに、社会教育施設の運営の改善やそれに関する国民への説明責任を適切に果たす重要性が高まってきており、これを踏まえ、近年、社会教育法等の改正により、公民館等について、運営状況の評価やそれに関する情報の積極的な提供に関する努力義務規定の新設も行われている。こうした中で、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握・分析は、効率性の観点から施設運営の状況を評価し、その改善を図る上で極めて重要である。 しかしながら、本調査においては、社会教育施設ごとの収入・費用構造の把握が行われていない。これは、現時点では、多くの地方公共団体において本格的な複式簿記が導入されていないため、施設単位での収入・費用構造の分析が困難であることを踏まえると、やむを得ないものである。ただし、総務省は、財務書類等の比較可能性の確保等の観点から、平成26年4月に固定資産台帳の整備と本格的な複式簿記の導入を前提とした地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を公表し、さらに、27年1月に全ての地方公共団体に対して、原則として平成27年度から29年度までの3年間で当該基準による財務書類等を作成するよう要請しており、この取組が進捗すれば、社会教育施設単位での収入・費用構造の把握・分析が可能なデータが整備される見込みである。 このため、文部科学省は、平成33年度の本調査において、社会教育施設ごとの収入・費用構造を把握することを目指す必要がある。</p> <p>(2)社会教育施設の利用者側の状況の把握について 社会教育施設が提供する社会教育サービスを真に国民のニーズに沿った十分なものとするためには、施設の利用者について、その属性(性別、年齢、職業等)や利用状況の詳細(利用目的、利用頻度、利用時間等)を把握・分析することが有用である。また、こうした把握・分析の結果は、社会教育法等により公民館等が実施に努めることとされている運営状況の評価にも活用できる可能性がある。 しかしながら、本調査により把握している利用者の状況に関する情報は、学級・講座の男女別・対象別(青少年、成人等)の受講者数や諸集会の参加者数程度であり、十分なものとなっていない。 このため、文部科学省は、次回の平成30年度の本調査(以下「平成30年度調査」という。)に向けて、平成27年度に、本調査における学級・講座の受講者の年齢の把握可能性を検討するために実施を予定している社会教育施設を対象とするアンケート調査の中で、当該施設における施設利用者に関する情報の保有状況を把握し、その結果を踏まえて、本調査において施設利用者に関する情報をより詳細に把握することを検討する必要がある。</p> <p>(3)学習内容の分類(小分類)の統廃合及び細分化について 社会教育施設が実施する学級・講座における学習内容は、利用者ニーズの多様性から広範多岐にわたり、かつ利用者ニーズに応じて変化していくものであるため、それをできる限り多くのニーズに応じたものとするためには、学級・講座の実施件数を適切な区分により分類し、その結果を分析することが必要である。 しかしながら、平成27年度調査では、東日本大震災の前後の状況の比較の観点から、現行の分類を使用することとされている。また、平成20年度及び23年度の本調査の結果において小分類別件数を見ると、出現頻度が極めて少ないものや類似の分類が認められる一方、「その他」に分類されるものが全体の1割となっており、小分類に係る区分の統廃合や細分化を行う必要があると考えられる。 このため、文部科学省は、平成30年度調査から新たな分類を使用することとし、それに先立ち、現行の分類における小分類について、更なる統廃合や細分化を検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
72	社会生活基本調査(調査票B)に係る匿名データの作成について	平成26年9月10日	平成26年11月17日
71	業事工業生産動態統計の指定の変更について	平成26年9月10日	平成26年9月10日
70	国民経済計算の作成基準の変更について	平成26年9月10日	平成27年3月23日
69	鉄道車両等生産動態統計調査の変更について	平成26年7月30日	平成26年10月20日
68	国勢調査の変更について	平成26年6月16日	平成26年10月20日

委員会による修正	(内容)
○	調査票Bの地域区分は、「全国」1区分ではなく、調査票Aと同様「三大都市圏」と「その他」の2区分にする必要がある
○	「公的機関」の名称を国民経済計算で使用されており、また、報告者にとっても分かりやすい「公的企業」に変更した上で、「公的企業」の区分に加え「公的企業以外」の区分も設けて併せて把握する必要がある、さらに、需要先の区分(選択肢)が「民需」、「納入先」の区分が「民鉄等」と異なっており、図3のとおり、報告者や統計利用者が混乱しないように「民鉄等」に統一する必要がある

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	3 今後の課題 本計画については、調査票Bにおける初めての匿名データ作成であることなどから、調査報告者の匿名性を確保するために厳格な匿名化措置を講じている。一方、匿名データの利用者層は拡大傾向にあり、この社会生活基本調査の調査票Bについても、今後、提供される匿名データの年次が追加されることにより、利用者のニーズも多様化することが考えられる。このため、今後の年次追加においては、利用者の利用状況やニーズを踏まえ、匿名性を確保しつつ有用性の向上を図るべく、提供の在り方について検討を深めていくことが必要である。	
○	3 今後の課題 2(4)で述べたとおり、私立学校について、非市場生産者から市場生産者に分類を変更する案については、諮問に係る審議の中で意見が大きく分かれ、次回基準改定においては本事項の対応は見送ることが適当とした。本事項については、我が国国民経済計算の国際基準への対応を引き続き検討する中で、必要に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度検討することが適当である。	
○	3 今後の課題 本申請による平成27年の本調査に係る計画の変更では、調査方法については、オンライン調査の全国展開、任意封入方式の導入、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等、また、調査事項についても、東日本大震災の影響把握の観点からの調査事項の追加等、重要な変更が多数行われることとされている。 また、これらの変更については、前述2のとおり、総務省において事前に様々な検討を行った上で実施することとしているものであるが、平成27年の本調査の実施時には、想定外の事象が生じる可能性も否定し得ないところである。 このようなことから、総務省は、平成32年の本調査の企画に当たっては、調査方法、調査事項等に関し、27年の本調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえ今回の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとすることが必要である。	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
67	港湾調査の変更に ついて	平成26年5月12日	平成26年7月14日

委員会 による 修正	(内容)
○	今後、本調査におけるオンライン調査の推進・定着を図っていくため、以下の取組を行うことが必要である。

今後の 課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>本調査については、前回答申において我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、今後、5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うこととされたことに合わせ、国土交通省は、以下の課題に対応することが必要である。</p> <p>(1) オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化(ルーチン化)について 調査員が所属する港湾管理者は、本調査における船舶と報告者との間の関連情報を長年蓄積しており、これらの情報を活用することによって、調査業務の効率化とともに、オンライン調査の推進を図る余地があるものと認められる。 このため、国土交通省は、これらの情報について各港湾管理者の実態を踏まえたデータベース化による管理を図り、船舶入港時の船名等の情報から報告者を抽出・選定し、電子メールによる調査票情報のオンライン報告を求めるといった一連の調査業務の定型化(ルーチン化)に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用について 輸出入申告情報について、NACCSにより申請している全ての船舶運航事業者等から同意書を取得できていないため、これを拡大する余地があるものと認められる。 このため、国土交通省は、今後、同意書を取得する事業者数の更なる増加を図る観点から、NACCSに参加する船舶運航事業者等から輸出入申告情報を港湾調査に使用することに同意を得る仕組みについて、同意書を個別に取得する現行の方法から、NACCSに参加する船舶運航事業者等の全てから効率的かつ効果的に同意が得られる方法に変更するなど、関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用に向けた取組を検討する必要がある。</p> <p>(3) 港湾法に基づく出入港届に係る情報のより一層の活用について 港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく出入港届に係る情報(以下「出入港届情報」という。)について、調査対象船舶の確認、調査票の入港船舶欄への活用、調査票の内容確認等に活用が可能であることから、今般、その利用状況を確認したところ、調査対象港湾全体で約40%(甲種港湾:約60%、乙種港湾:約35%)にとどまっている状況がみられ、これを拡大する余地があるものと認められる。 このため、国土交通省は、今後、全ての港湾管理者を対象とした「基幹統計調査『港湾調査』に関する打合せ会議」等の場を通じて、出入港届情報のより一層の活用について、港湾管理者に働きかけていくとともに、各港湾における活用状況を詳細に把握・分析し、同情報の利用拡大に向けた方策を検討する必要がある。</p>	

部会長 メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
66	学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について	平成26年5月12日	平成26年7月14日

委員会による修正	(内容)
○	<p>認可定員については、新幼保こども園全体の定員とされているが、利用定員と同様、子どもの区分別の把握が可能となるよう修正する必要がある</p> <p>保育士を本調査事項の調査対象教員の一つに位置付け、かつ非常勤保育士の把握が可能となるよう職種区分を修正する必要がある</p> <p>「年齢別入学者数」の年齢階級区分のうち「55歳～60歳」及び「61歳以上」については、近年の急速な高齢化の進行や生涯学習の推進等の点を踏まえ、できるだけ早期に、「55歳～59歳」、「60歳～64歳」及び「65歳以上」との形で、当該区分の修正及び上限の引上げを行う必要がある</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>(1)こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について こども園票の「職員数」において調査対象とする職員(事務職員、養護職員、警備員等)については、常勤職員(本務者)のみとされている。しかしながら、新幼保こども園においては、人材確保上の事情から非常勤で雇用される事務職員や、業務の性格上、必要な時期・時間が限定されているため非常勤で雇用される看護師などの非常勤職員が多く雇用され、こうした非常勤職員は新幼保こども園の運営に大きな役割を果たすものと考えられる。このため、文部科学省は、新幼保こども園全体の人的リソースの的確な把握の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度の本調査(以下「平成30年度調査」という。)を目標として、非常勤職員を把握する必要がある。</p> <p>(2)「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて こども園票において把握する「休職等教員数」については、休職等理由区分が「職務上の負傷疾病」、「結核」、「その他」及び「育児休業」となっており、また把握単位も男女を合計した人数とされている。しかしながら、休職等理由区分については、独立した区分となっている「結核」の場合、近年、教員の罹患者が毎年数人程度と極めて少ない一方、高齢化の進行とともに増加していると考えられる「介護休業」は、独立した区分が設けられていない。また、ワーク・ライフ・バランスの政策的・社会的重要性を踏まえると、休職等教員数の男女別人数は基本的かつ重要な情報であると考えられる。このため、文部科学省は、少子高齢化等の進展への対応の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度調査を目標として、休職等理由区分について、独立した区分の「結核」を削除することや「介護休業」を追加することなど当該区分の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握する必要がある。</p> <p>(3)「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について 今回、社会人学生の実態把握を目的として、学校調査票学部学生内訳票等に追加される「年齢別入学者数」における年齢階級区分については、55歳以上の場合、「55歳～60歳」及び「61歳以上」とされている。しかしながら、年齢階級区分については、各種統計上、5歳階級でくくることが一般的であるが、本調査の場合「55歳～60歳」のみが6歳階級でくくられている。また、近年、高齢化が急速に進行していることや政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人学生が増加しつつあり、その傾向は今後、ますます強まるものと考えられる。このため、文部科学省は、他統計との比較の確保や高齢化の進行等への対応の観点から、遅くとも平成29年度調査を目標として、「55歳～60歳」を、「55～59歳」と5歳階級へ変更するとともに、「61歳以上」を「60～64歳」及び「65歳以上」と上限の引上げを行う必要がある。</p>	(※<諮問第84号の答申「学校基本調査の変更について」>の「今後の課題」の中で、検討状況の説明を受けたこと、引き続き検討を進める必要があることを言及。>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
65	商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について	平成26年3月24日	平成26年6月16日
64	家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、業事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について	平成26年1月31日	平成26年1月31日

委員会による修正	(内容)
○？	今回の整理結果についてユーザー側への周知徹底を図るとともに、本調査の結果公表においてユーザーの利便性を確保するための措置を講じる必要がある、他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
	<p>(4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について 本調査においては、労働市場に労働者を供給する中学校以上の各学校種のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校については、平成24年度調査から卒業生の就業形態に関する正規・非正規別の把握が行われており、さらに、今回の変更により、中等教育学校及び高等学校についても、平成27年度調査から当該把握が行われることとされている一方、中学校については、卒業者のうち就職した者が極めて少ないこと等から、当該把握が行われることとされていない。 しかしながら、1(1は丸の中に数字)近年、特に若年層において労働者に占める非正規労働者の比率が大きく上昇しており、学卒者が初職で正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要な課題となっていること、2(2は丸の中に数字)低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く当該支援の必要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった実態は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず重要な情報であると考えられる。 このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅くとも平成29年度調査を目途として、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行う必要がある。</p> <p>(5) 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について 新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、関係法令上、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しているため、平成27年度以降、本調査の他に、厚生労働省が毎年実施している社会福祉施設等調査(一般統計調査)においても調査対象となる予定である。 両調査については、調査目的や調査期日(本調査は5月1日現在、社会福祉施設等調査は10月1日現在)が異なるものの、調査事項は、本調査では新幼保こども園全体に関する事項である一方、社会福祉施設等調査では保育関連部分に関する事項となっていることから、両調査に関連する調査事項の役割分担の明確化等の調整措置を通じて、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減を図る余地があるものと考えられる。 しかしながら、両調査における調査事項については、教育及び保育行政上の当面の施策(待機児童解消のための保育士の確保等)の推進及び制度改正前後の実態把握を含む調査結果の時系列データが必要であること等から、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ない。 このため、文部科学省は、厚生労働省と連携しつつ、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、両調査の時系列データが一定程度蓄積される平成32年度調査を目途として、当該調整措置を実施する必要がある。</p>	
○	<p>4 今後の課題 本調査の「調査においてコンビニエンスストアの既存店につき商品販売額等のデータを把握しないことについては、そのニーズの高さを十分踏まえつつも、2(3)アのとおり、やむを得ないと整理したところである。 このため、経済産業省は、将来において業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合に、適切な対応方を速やかに講じることができるよう、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することが必要である。</p>	<諮問第86号の答申「商業動態統計調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
63	患者調査の変更について	平成25年12月13日	平成26年3月24日
62	医療施設調査の変更について	平成25年12月13日	平成26年3月24日

委員会による修正	(内容)
○	一週間における救急対応の可否については、表2のとおり、「対応している」場合の内訳として「ほぼ毎日」及び「ほぼ毎日以外」の選択肢を設ける必要がある 「データの利用範囲」の選択肢の一つである「他の医療機関等と連携して利用」については、ネットワークの構築の有無を把握する補問を追加する必要がある

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	3 今後の課題 本調査については、今回の平成26年調査から、病院を対象とした調査において新たに共同利用システムを利用したオンライン調査を実施することとしている一方、診療所を対象とした調査は、従来どおり、紙媒体等の調査票を郵送することにより実施することとしている(前述2参照)。 このため、厚生労働省は、平成26年調査における病院を対象とする調査でのオンライン調査の実施結果の分析や経由機関及び医療機関を対象としたアンケート調査の実施等を通じて、経由機関における調査関係業務の負担の状況、オンライン調査を実施する上での課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討し、この結果を踏まえ、次回の平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査を導入することを検討する必要がある。	
○	3 今後の課題 (1)時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定について 本調査の調査項目については、これまで調査の都度、変更が行われてきており、その中には一度調査しただけで変更される例も散見される。 これについては、本調査で把握することとしている医療施設の分布及び整備の実態や診療機能が時代に応じて大きく変化していることから、これに伴い調査項目が変更されることはやむを得ないところである。 しかしながら、こうした変化の状況を的確に把握するためには、同一の調査項目による時系列的な把握を行うことも、一方で重要な視点である。 このため、厚生労働省は、本調査の調査項目の見直しに当たっては、変化への対応の要請のみならず、時系列的な把握の重要性についても十分留意して検討する必要がある。 (2)病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上について オンライン調査の実施には、報告者の負担軽減や利便性の向上、正確な統計の作成等の面で大きなメリットがある。 しかしながら、前回調査における病院を対象としたオンライン調査では、一部の経由機関がオンライン調査に対応しないこととしていたことから、オンライン調査の利用が可能な病院は病院全体の約7割にとどまっており、オンライン調査の利用を希望していた病院が利用できなかった事例もみられた。 また、前回調査におけるオンライン調査の利用率(オンライン調査の利用が可能な病院に占めるオンライン調査を利用した病院の割合)は2割弱となっており、一定程度利用されているものの、より多くの利用が望まれる状況である。 このため、厚生労働省は、経由機関及び病院に対して、オンライン調査を実施するメリットを十分に説明・周知し、オンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上に努める必要がある。 (3)一般診療所票及び歯科診療所票に係るオンライン調査の本格導入の検討について 厚生労働省は、当初計画案において診療所を対象とするオンライン調査の導入を見送ることとしていたが、本委員会での審議結果を踏まえ、計画案を変更し、一部地域で一般診療所を対象に試行的に実施し、診療所を対象とするオンライン調査の実施を検討するために必要な情報(経由機関である保健所におけるオンライン調査の導入に伴う業務量増加の程度や導入の効果等)を得る方針である(前述2参照)。 このため、厚生労働省は、一般診療所を対象とする試行的実施の結果を踏まえ、オンライン調査の実施に係る課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討し、次回の平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査を本格導入することを検討する必要がある。	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について	第Ⅱ期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
61	全国消費実態調査の変更について	平成25年10月30日	平成25年12月13日
60	科学技術研究調査の変更について	平成25年10月30日	平成25年12月13日
59	造船機統計調査の変更について	平成25年10月30日	平成25年12月13日
58	公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について	平成25年10月30日	平成26年1月31日

委員会による修正	(内容)
○?	(ただし、)報告者が回答しやすいよう、記入の手引の記述を充実させる等の対応を行うことが必要である、他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>(1)本調査において、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大して実施することについては、地方公共団体から、紙媒体の調査票を調査員に提出する方法と、電子調査票によりオンラインで回答する方法とを調査票ごとに自由に選択できる方式は、報告者にとっては回答がし易くなるという利便性が高まる一方で、統計調査員にとっては調査票の提出有無の確認など負担も想定されるという懸念が示されている。</p> <p>したがって、総務省は、実査の円滑化に向け、地方公共団体との連携をより一層図る必要がある。</p> <p>(2)本調査は、家計を各種世帯属性との関係から把握・分析する役割を有しており、個別の政策テーマを検討する際の基本データを作成することのできる、統計としての有用性の高い貴重な調査データの一つである。</p> <p>今回の本調査における変更事項は、少子高齢化や大規模な自然災害など社会・経済状況の変化に対応し、所得、消費及び資産との関係を一層精緻に捉えるための取組の一貫として位置付けることができる。家計の把握という本調査の本来的役割の重要性に加え、社会の変容を反映した変更事項の必要性に鑑み、今回の変更を着実に実現することが重要であるとする。</p> <p>特に、今回の変更事項のうち介護及び育児等は、現在のみならず今後の社会経済情勢において家計に影響を及ぼし得る重要な事象であり、把握することは妥当であることから、よりの確かな状況把握を可能にするよう今後も継続して検討していくべき事項と考えられる。</p> <p>したがって、総務省は、本調査の本来的な役割を維持しつつ、育児、介護の例でも観察されるように将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても引き続き、より適切な調査の在り方等について検討する必要がある。</p>	
○	<p>3 今後の課題</p> <p>(1)科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアル等への対応について</p> <p>総務省は、上記2の「フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」において今回結論が得られなかった検討課題について、関係機関と連携して、報告者負担や行政ニーズを勘案しつつ、次期科学技術基本計画の開始年度から1年以内を目途に調査項目等の見直しについて検討し、結論を得ることが必要である。</p> <p>また、総務省は、今後、科学技術基本計画及びフラスカチ・マニュアルの改定が想定されることから、その検討状況を注視しつつ、実体経済・社会の変化も踏まえ、引き続き関係機関と連携して、調査項目等の見直しを検討することが望まれる。</p> <p>(2)「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」の把握等について</p> <p>本調査は、企業、非営利団体・公的機関及び大学等を調査対象としており、従来からそれぞれの報告者の実態に合わせるとともに個々の行政ニーズ等を反映する形で調査項目を設定してきた。</p> <p>しかしながら、例えば、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」については、企業、非営利団体・公的機関及び大学等における「(研究関係)従業者数」と取扱いが異なることから、研究者の移動等の実態の把握に注意を要する状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、総務省は、新たな行政ニーズを勘案しつつ、かつ、報告者負担にも留意しながら、調査項目の更なる整合性の確保について、その可否を含め検討する必要がある。</p>	<諮問第92号の答申「科学技術研究調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について	第二期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
57	国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	平成25年8月20日	平成25年9月27日
56	工業統計調査の指定の変更について	平成25年8月26日	平成25年9月27日
55	工業統計調査の変更について	平成25年7月26日	平成25年9月27日

委員会による修正	(内容)
○？	(ただし、)調査の内滑な実施に向けて、事前に都道府県と連携を図り、必要に応じて情報提供等を行う必要がある。

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>本計画においては、前回の16年調査に係る答申においての指摘事項への対応が一部に留まっている。匿名データの利用者のニーズについては様々なものが考えられることから、以下の課題等について速やかに検討を進め、当該データのより一層の充実に努める必要がある。</p> <p>(1)地域情報の付与及び再抽出の単位 国民生活基礎調査に係る匿名データ作成においては、匿名性を確保するため、調査客体である世帯の特定につながる可能性が高い地域情報を削除し、地域区分を「全国」のみとする厳格な匿名化措置を講ずることとしている。しかしながら、地域情報は、有用性の観点から極めて重要であることから、調査客体の匿名性の確保を十分に図りつつ、匿名データの利用者のニーズを踏まえて、何らかの地域情報を付与することの妥当性と可能性について検討する必要がある。</p> <p>また、調査客体から再抽出(以下「リサンプリング」という。)する単位については、世帯単位のみとしているが、公衆衛生や疫学分野の研究においては、世帯員単位での健康状態や生活習慣の分析が重要となることから、利用者のニーズを十分に考慮した上で、世帯員単位でのリサンプリングによる匿名データの作成の可能性について検討する必要がある。</p> <p>(2)所得票の内訳情報の提供 本計画では、16年調査同様、所得票に含まれる情報については、世帯の総所得、課税等の状況及び掛金のみに限定して提供することとしている。しかしながら、近年、社会保障や所得格差等に関する研究の重要性が増しており、その分析には所得等に関する内訳や世帯員別の情報が重要であること、一方、本計画で適用されていないトップコーディング等以外の匿名化措置の適用も考えられることから、今後、匿名化措置に関する研究等の進展や利用者のニーズを十分に考慮した上で、所得等の内訳や世帯員別の情報の提供の妥当性と可能性について検討する必要がある。</p> <p>(3)匿名データの作成対象年次の拡大 本計画では、匿名データの作成対象調査を調査実施後5年以上経過したものとしており、今回は平成19年に実施したものを作成対象とするとともに、今後、順次拡大することとしている。しかしながら、研究には経年的な分析が重要であるとともに、近年の経済・社会状況の急激な変化に伴い直近の統計に基づく分析の重要性が増していること、さらに、本調査については3年ごとに大規模調査が実施されていることを踏まえれば、提供時期の短縮について検討する必要がある。</p> <p>また、年次の拡大に伴い提供項目の変更などの可能性も考えられることから、今後、利用者のニーズを踏まえて、匿名化措置の内容や組合せなどについて検討するとともに、内容等の変更があった場合には既に匿名データを作成・提供済みの年次調査への適用についても検討する必要がある。</p>	<諮問第76号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」>
○	<p>3 今後の課題</p> <p>今後の課題は、以下のとおりである。</p> <p>(1)調査方法の変更に関する検証について 経済産業省は、民間委託による調査対象事業所を拡大させることに伴う結果について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行う必要がある。その上で、当該検証結果から、結果精度の維持への影響が大きいことが確認された場合は、調査方法の変更に関する検討を行う必要がある。</p> <p>(2)報告者負担の軽減方策(プレプリント事項の拡大)について 経済産業省は、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元等の観点から、大勢において変化のない項目については、情報の機密保護を考慮しつつ、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、検討を行う必要がある。</p>	<諮問第83号の答申「工業統計調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
54	特定サービス産業実態調査の変更について	平成25年6月21日	平成25年7月26日
53	日本標準産業分類の変更について	平成25年5月17日	平成25年9月27日

委員会による修正	(内容)
○？	(ただし、)民間事業者に対する進捗管理の徹底及びコールセンターの適正な運用に向けた指導といった取組をこれまで以上に行う必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>今後の課題は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本調査の今後の在り方の検討について 経済産業省は、平成24年経済センサス-活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、サービス産業分野における統計の体系的整備の中で、本調査の今後の在り方について、引き続き抜本的な検討を行う必要がある。</p> <p>(2) 各業種の特性に対応した調査事項の設定の検討について 経済産業省は、前回答申において検討が求められた各業種の特性に対応した調査事項の設定について、(1)の検討結果を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。</p>	
○	<p>3 今後の課題</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。</p> <p>また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。</p> <p>(1) 一般原則について 「第3項 分類の基準」において3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較その妥当性を検討する。</p> <p>(2) 「無店舗小売業」及び「管理補助的経済活動を行う事業所」について 前記「2(3)前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」において、「無店舗小売業」及び「管理補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成21年経済センサス-基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成24年経済センサス-活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。</p> <p>なお、「無店舗小売業」については、現在は「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているこれらインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
52	農林業センサスの変更について	平成25年5月17日	平成25年8月26日

委員会による修正	(内容)
○	(調査票中の本事項に関する注釈については、)表2のとおり、農業経営に係る決定事項の例を増やし、当該判断を的確に行うことができるよう修正する必要がある、他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>4 今後の課題</p> <p>今後の課題については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 国勢調査等の情報の活用について 過疎化・高齢化・混住化の進展により機能が大きく低下している農業集落が増加している中で、当該機能の維持について検討するために、国勢調査等により得られた情報(小地域別の年齢別人口、産業別就業者数等)を利用していくことは重要な課題である。 その重要性に鑑み、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンクにより農業集落機能の維持に必要な分析に有用な統計の作成が可能となるように、農林水産省は、その前段階として現在進められている地域メッシュの電子地図への農林業経営体の位置情報の追加作業について、今後も引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について 最近、農村地域においては、農業就業者の高齢化や後継者不足により農家単独での営農活動が難しくなってきたこと、平成19年から講じられた水田・畑作経営所得安定対策において集落営農が施策の対象となったこと等から、零細農家が集落営農組織(農業集落を単位として営農活動を共同で行う組織)に加入するケースが急増している。 こうしたケースにおいて、農家が集落営農組織に参加し、当該組織の中で全ての営農活動を行うこととした場合、農林業センサスの調査結果では、例えば、1(1は丸の中に数字)当該農家が、集落営農組織(組織経営体)の構成員になることによる農家(家族経営体)数の減少、2(2は丸の中に数字)当該農家の経営していた耕地(自作地)が全て集落営農組織の借入耕地となることによる借入耕地面積の増加等の変化が生じることから、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化を、その構成員の動向も含めて把握することは重要である。 このため、農林水産省は、農林業センサスにおいて、別途、一般統計調査で実施している集落営農実態調査で得た情報も活用しつつ、集落営農組織の設立やそれへの参加農家の増加等による農業構造の変化を把握・分析するための統計を作成することについて検討する必要がある。</p> <p>(3) 経済センサス-活動調査との連携について 近年、農業経営の継続・発展のため、法人経営の育成・確保が推進された結果、法人形態の組織経営体が増加しつつあり、その中には農業の6次産業化等により、農業以外の事業に参入しているものも増えてきている。また、平成21年の農地法(昭和27年法律第229号)改正により、農業以外の事業を営む株式会社等が賃借であれば全国どこでも自由に参入することが可能となったことから、当該株式会社等が農業に参入するケースも増えてきた。 こうしたことから、今後、中心となる経営体の育成、農地の集積、新規就農者の雇用就農の促進等に係る施策の検討に当たっては、1(1は丸の中に数字)上述のような法人形態の組織経営体及び農業以外の事業を営む株式会社等における主業以外の事業への参入の実態、2(2は丸の中に数字)農業を営む法人(企業及び事業所)の全体の年間総売上(収入)金額や従業者数、これらに占める農業のウェイト、農業以外の事業の概要(事業種類、売上金額等)、農業の生産活動の概要(生産している農産物の種類、耕地面積等)等の相互関係・推移等を把握・分析する必要があると考えられる。 このため、農林水産省は、2015年農林業センサスの調査対象となった農林業経営体のうち法人形態のものに係る調査結果について、事業所母集団データベースを介して、平成28年(2016年)に実施が予定されている経済センサス-活動調査(総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査)による調査結果のデータ移送を受けることにより、両調査の連携を図り、上記に係る把握・分析をするための統計の作成に向けて検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
51	経済産業省生産動態統計調査の変更について	平成25年5月17日	平成25年7月26日
50	経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について	平成25年3月28日	平成25年6月21日
49	埋蔵鉱量統計の指定の解除について	平成25年1月25日	平成25年1月25日

委員会による修正	(内容)
○？	地方公共団体における更なる事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分調整する必要がある。
○？	(ただし、)地方公共団体における事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分な調整をすることが必要である。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 現在、経済産業省生産動態統計調査で行われている「裾切り」について、次回以降の対象範囲の見直しに当たっては、その項目に占める割合の大きい事業所を調査対象として漏らさないようにするため、例えば従業員数だけでなく、生産額や出荷額、母集団の大きさ等、重要と考えられる項目についても考慮する仕組みの導入を検討する必要がある。</p> <p>なお、検討に当たっては、鉱工業指数、産業連関表及び国民経済計算で使われていることを踏まえ、小規模対象事業所の分析を担保できるようにするために、例えば対象事業所数が少ない品目については、裾切り対象にしない、あるいは下限を設定することなどについて、利用者側である加工統計作成者の意見も聴いた上で、検討する必要がある。</p> <p>(2) 「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」を基幹統計調査から一般統計調査へ移行するに当たっては、既存の移行状況等を踏まえ、慎重に検討するとともに、そのまま形式的に移行するのではなく、報告者の負担軽減に十分配慮する必要がある。</p>	<諮問第79号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」>
○	<p>3 今後の課題</p> <p>今後の課題は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 平成18年3月の「経済センサスの枠組みについて」の中で指摘されている「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みの検討について</p> <p>政府は、「平成26年経済センサス-基礎調査」実施後の「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みについて、今後、「総売上高」に係る調査の在り方や、他の関連統計調査を含めた調査期日の統一化も含め、早急に検討する必要がある。</p> <p>(2) 母集団情報の整備等の在り方について</p> <p>総務省は、長期的には事業所母集団データベースを整備し、行政記録情報等と照合してメンテナンスとアップデートする仕組みを目指し、以下の点について、早急に対応する必要がある。</p> <p>① 新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充すること。</p> <p>② 平成26年基礎調査の結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討すること。</p> <p>(3) プレプリント事項の拡大について</p> <p>経済産業省は、商業調査においてこれまでもプレプリント事項の拡大を順次進めてきているところであるが、今後も、情報の機密保護を考慮しつつ、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元の見点から、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、次回調査までに検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	中間年における母集団情報の整備等のための調査の枠組みに関する検討について、統計調査の成果の調査協力者への還元について	第Ⅱ期基本計画等

諮問番号	件名	諮問	答申
48	漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更(名称及び目的の変更)について	平成24年11月28日	平成25年2月15日
47	住宅・土地統計調査の変更について	平成24年11月28日	平成25年2月15日

委員会による修正	(内容)
○	過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類における販売金額について、引き続き、販売金額2位までの漁業種類を把握できるようにする必要がある 漁業管理組織に参加している漁業経営体数を把握する方法については、従前どおり、実数値を記入する方式とする必要がある 個人経営体の世帯員(漁業従事者)の経営主との続柄の明確化に伴う集計事項の変更においては、集計事項から漏れている続柄(兄弟姉妹、孫等)が見受けられることから、これらの続柄も活用した集計区分を設定するといった工夫が必要である
○	(東日本大震災による転居の有無及び転居した場合の理由に関する調査事項について、)表4のとおり、設問文を「(イ)転居の主な理由は何ですか」に修正する必要がある。

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	4 今後の課題 今後の課題については、以下のとおりである。 (1)OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討 今回のOCR対応調査票の導入により、調査票のデータは、従前の各都道府県におけるパンチ入力後に農林水産省に報告する方法から、農林水産省においてデータをOCRにより一括入力し、新たに入力データを都道府県にフィードバックし確認してもらう方法に変更される。 これに伴う公表の早期化に関し、今回の本調査の集計業務等を行う中で、調査票の回収後のデータ入力から公表に至るまでの期間が従前と比べ短縮可能かどうかについて検証し、その結果を踏まえ、次回の本調査(2018年調査)の企画までに、公表の早期化を検討する必要がある。 (2)インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討 インターネットを用いた回答方式(以下「オンライン調査」という。)については、前回(2008年)の本調査の際、事業所を対象とした流通加工調査(魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票)において導入されたところであるが、その利用率は1%未満という極めて低い結果となっている。 このため、今回の本調査でオンライン調査を実施する際に、利用促進が図られていない原因の把握を行い、次回の本調査(2018年調査)の企画までに利用向上に向けた対応策を検討する必要がある	
○	5 今後の課題 今回、本調査において、対象地域を全市町村に拡大して実施することを計画しているオンライン調査については、適切に回答しないと次の設問に進めない等の仕組みにより不詳の発生が少ないこと、調査員が直接して調査票を回収することが困難な若年層等から回答を得る方法として効果的なものであることなどから、調査方法として、今後、より一層推進される必要がある。 一方で、オンライン調査の実施に当たっては、市町村がオンライン調査による回答の受付状況を確認の上、その状況を調査員に伝達し、これに基づき調査員が調査票未提出世帯を訪問して調査票を回収する必要があるなど実査事務が従来よりも煩雑となるといった問題もある。 こうした中で、平成25年の本調査は、調査対象世帯が全国約350万世帯という最大規模の標本調査において、当該世帯に対して等しくオンライン調査を認める初めての調査であり、この実施を通じて得られるオンライン調査に関する知見は、次回の本調査(平成30年調査)のみならず、今後、他の統計調査においてオンライン調査を導入・拡大するに当たっても、極めて有用なものになると考えられる。 したがって、今回の本調査の実施に当たっては、オンライン調査の実施に伴う実査事務、コスト、記入者負担等様々な観点から、その効果や問題点、改善点等の把握に努め、得られた結果について、次回の本調査(平成30年調査)に反映させることはもとより、国勢調査等他の統計調査においてオンライン調査を実施する場合の参考となるよう各府省に情報を提供する必要がある。	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
46	法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更(名称及び目的の変更)について	平成24年10月26日	平成24年12月21日
45	国民生活基礎調査の変更について	平成24年10月26日	平成25年1月25日

委員会による修正	(内容)
○	<p>世帯員の飲酒の頻度及び飲酒の量に関する調査事項について、</p> <p>① 選択肢6「やめた(1年以上やめている)」については、一般的に疫学及び公衆衛生学において飲酒の頻度を調査する場合、飲酒をやめた者に期間を特に明示しないで把握していること等から、表6のとおり、「やめた」に修正する必要がある(統計委員会修正案の選択肢7)。</p> <p>② 選択肢7「ほとんど飲まない(飲めない)」については、「ほとんど」の文言があると、報告者が回答を選択するに当たって紛れが生じ、正確な回答ができないおそれがあることから、表6のとおり、「ほとんど飲まない」に修正するとともに、新たに「飲まない(飲めない)」という選択肢を追加する必要がある(統計委員会修正案の選択肢6及び8)。</p> <p>世帯員が日ごろ健康のために実行している事柄に関する調査事項について、選択肢の一つとして「ストレスをためないようになっている」を追加する必要がある</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>今後の課題については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設については、統計の継続性にも影響することから、現時点において、今回の調査計画で実施することはやむを得ない。しかし、今回の3調査を統合することにより、土地と建物の結びつきが正確に把握できるようになることから、国土交通省は、平成25年の調査結果を踏まえ、次回調査計画(平成30年)の企画時期までに結論を得る必要がある(前述1(2)イ(エ)参照)。</p> <p>(2) パネルデータの作成 今回の変更において、本調査と「企業の土地取得状況等に関する調査」の統一的な名簿整備を図り、この名簿を端緒にパネルデータを作成することについては、平成25年の調査結果を踏まえ、1(1は丸囲み数字)パネルデータの政策への活用、2(2は丸囲み数字)パネルデータ分析の手法(土地ベースでの分析や法人の倒産・廃業、新設等における土地の移動に着目した分析等)について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどにより、次回調査計画(平成30年)の企画時期までに結論を得る必要がある(前述2(3)参照)。</p>	
○	<p>4. 今後の課題</p> <p>今後の課題については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念については、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成24年9月25日統計委員会)において、厚生労働省は、所管統計調査について、異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から必要な見直しを行うこととされており、これを受けて、同省は、現在、事業所・企業統計を中心に検討を行っているところである。したがって、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項(前述1-(2)-ア-(ア)参照)に使用されている用語については、今後、取りまとめられる当該検討の結果を踏まえ、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要がある。</p> <p>(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討 就寝時刻については、社会的には昼夜逆転等生活スタイルの多様化を象徴する事柄ではあるが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関して、いまだに結論が得られていない。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項の在り方を検討する必要がある。</p> <p>(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組 前回答中の課題である非標本誤差の縮小及び基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成28年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。</p> <p>また、中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。</p>	<諮問第82号の答申「国民生活基礎調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	行政記録情報の活用について、中間年におけるフォロー調査について、報告者負担の軽減について	

諮問番号	件名	諮問	答申
44	国勢調査に係る匿名データの作成について	平成24年10月26日	平成25年2月15日
43	社会保障費用統計(旧社会保障給付費)の基幹統計としての指定について	平成24年3月13日	平成24年4月20日

委員会による修正	(内容)
○	<p>年齢差が45歳以上の親と子を削除することについては、親の性別によって分布が大きく異なっていることから、親の性別によって対象とする年齢差を変えることとし、男親については、年齢差を55歳以上に引き上げる必要がある。</p> <p>利用交通手段の統合に当たっては、できるだけ交通手段として類似性のあるものを統合する方が望ましく、「オートバイ」と「自転車」に関しては、産業や職業別の就業者割合等をもとめ、分布状況が似ていることから、「オートバイ」及び「自転車」を統合することとし、残りの「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」を統合するように変更する必要がある。</p> <p>家計の収入の種類については、出現頻度の低い分類区分を統合することにより匿名性を確保することが可能なことから、以下のような匿名化措置を講じた上で提供するように計画を変更する必要がある。</p> <p>利用者に対し、スワッピングは同一都道府県内で行う計画であることを開示することにより、本匿名データの有用性を高める必要がある。</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) トップコーディングを行う高齢者の年齢の検討 本計画では、世帯員の年齢については、85歳以上でトップコーディングを行うこととしている。しかし、トップコーディングの上限値については、近年の急速な高齢化の進展や高齢者に関する分析の重要性等を踏まえ、今後、匿名データの作成対象年次を拡大する際には、当該年次の人口の年齢構成に応じた検討が必要である。</p> <p>(2) 複数の匿名データの作成の可能性に関する検討 今回の匿名データの作成に当たっては、悉皆調査の調査票情報を世帯単位で、また、地域区分を「都道府県」及び「人口50万以上の市区」として提供することを前提に考えられていることから、情報の削除や識別情報の分類区分の再編等において、厳格な匿名化措置を講じていることはやむを得ない。 しかし、匿名データの利用者のニーズについては様々なものが考えられ、例えば、世帯員の年齢を各歳別とすること、あるいは世帯の削除や産業等の分類区分の統合を緩和することなどに対するニーズが指摘されている。これについては、地域区分を全国のみとすることや提供データを個人単位とすることなどにより、匿名化措置を緩和できる可能性も考えられることから、今後、利用者のニーズを踏まえて、匿名化措置の内容や組合せ、抽出単位の異なる複数の匿名データの作成の可能性について検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
42	科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について	平成23年12月16日	平成24年1月20日

委員会による修正	(内容)
○	これらの8法人についても、調査票乙(非営利団体・公的機関)の対象に変更することが、調査票の設計上より望ましい。 なお、この変更に合わせて、調査票甲の名称については、「調査票甲(企業A)」及び「調査票甲(企業B)」とする必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>4 今後の課題 今後の課題については、以下のとおりである。 なお、前回答申で指摘された1(1は丸囲み数字)標本設計の改良、2(2は丸囲み数字)「研究者の専門別内訳」の区分等の見直しについては、今回の変更で対応しており、3(3は丸囲み数字)大学等における研究者の専従換算係数の更新、4(4は丸囲み数字)インターネット等を活用した調査の導入については、既に対応済みである。</p> <p>ア 定期的な見直し 本調査については、前回、統計審議会へ諮問を行った平成13年度以降、調査事項等の見直しが行われていない。しかしながら、「学術統計の整備と活用に向けて」(平成23年7月28日日本学術会議)において、「学術統計データの国際比較可能性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行なう。」こと、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)では、女性研究者の参画拡大に向けた環境づくりの具体的施策として、「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する。」ことなど、科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである。 また、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や科学者の代表機関である日本学術会議等の関係団体と定期的な意見交換会を実施するなど情報の共有を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行う必要がある。</p> <p>イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応 現状では、以下の事項については、本調査では把握しておらず、フラスカチ・マニュアルと一致していない。これについて、今回調査で一致させることが出来ないことについては、前記3に記載の事項、文部科学省等関係省庁からの要望、研究のグローバル化等を踏まえた一定の検討期間が必要であることから、やむを得ないと考える。しかしながら、この検討については、平成26年調査実施までに結論を得るべきである。 ① 資金源及び支出先の識別※1 ② 国外における資金源あるいは目的地の地理的区分※2 ③ 公的一般大学資金の他の資金源からの分離※3 ④ 主に研究に従事する者の専従換算※4 ※1 フラスカチ・マニュアルでは、資金源及び支出先について、「企業部門」、「政府部門」、「民間非営利部門」、「高等教育機関」、「国外」ごとに詳細に把握することとしている。 ※2 フラスカチ・マニュアルでは、国外の地理的区分を「北米:カナダ、メキシコ、米国」、「欧州連合」、「他の欧州のOECD国」、「アジアのOECD国:日本、韓国」、「オセアニアのOECD国:オーストラリア、ニュージーランド」、「他の欧州の非OECD国」、「他のアジアの非OECD国」、「中南米」「他のオセアニアの非OECD国」、「アフリカ」に区分することとしている。 ※3 「公的一般大学資金(GUF)」とは、中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体(授業、研究開発、運営、健康管理等)を支援する目的で支払われる援助金であり、フラスカチ・マニュアルにおいては、公的一般大学資金を個別に把握すべきとされている。 ※4 調査票甲(企業等)及び調査票乙(非営利団体・公的機関)の調査事項のうち、研究関係従業者数の内訳である「主に研究に従事する者」については、実際に研究関係業務に従事したあん分値を調査していないが、フラスカチ・マニュアルにおいては、研究活動に従事する人の数は専従換算でも表さなければならぬとされている。</p>	<諮問第60号の答申「科学技術研究調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
41	小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について	平成23年11月18日	平成24年1月20日

委員会による修正	(内容)
○	(25年結果の公表時期(通常、26年6月)の1年延期については)延期期間を短縮し、26年度中に公表する必要がある。

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>(3) 今後の課題</p> <p>ア 調査地域及び調査品目の見直し 調査地域及び調査品目については、表1、表2及び表3のとおり、平成19年全国物価統計調査と比べ、大幅に減少している。 今後、調査結果の利活用及び結果精度の観点から、統計ニーズや市場の状況等を踏まえつつ、調査地域及び調査品目を2、3年ごとに見直す必要がある。特に、調査品目の減少に対応する措置として、調査品目を年単位で交替させるローテーションについて検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時(平成26年12月ごろ)までに結論を得る必要がある。</p> <p>イ 「動向編」と「構造編」の連携 今回の変更により、1つの統計調査(小売物価統計調査)の下に「動向編」と「構造編」が含まれることになるため、物価動向と物価構造の統計の相互連携をより一層推進していくべきであり、次回の消費者物価指数の基準改定時(平成26年12月ごろ)までにその具体的な方策について結論を得る必要がある。 例えば、「構造編」において店舗形態別価格が毎年利用可能になることから、「動向編」の店舗選定の妥当性について2、3年ごとに検証を行う必要がある。また、統計ニーズを踏まえ、他の統計(経済構造統計、商業統計等)とマッチングすることで、店舗特特別の新たな統計表を作成するなど、「構造編」の充実を検討する必要がある。</p> <p>ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握 全国物価統計調査で把握していた特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況については、今回把握しない計画であるが、把握の要望の動向を踏まえ、販売形態の多様化の実態を見つつ、その把握の必要性及び技術的可能性について検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時(平成26年12月ごろ)までに結論を得る必要がある。</p>	<諮問第80号の答申「小売物価統計調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
40	就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について	平成23年10月21日	平成24年1月20日
39	労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更(名称の変更)について	平成23年10月21日	平成24年1月20日

委員会による修正	(内容)
○	<p>「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢のうち、「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」は統合せず、従来どおり別々の選択肢にすることが適当である</p> <p>(「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割すること</p> <p>「非求職理由」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項については、労働力調査に合わせて、表8のとおり、選択肢を配列する必要がある</p> <p>「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の結果と「継続勤務年数」を把握する調査事項の結果をクロスした集計を追加する必要がある。</p> <p>新たな地域区分(都道府県内ブロック)の名称及び範囲については、利全国消費実態調査(総務省、基幹統計調査)で使用している「県内経済圏」の名称及び範囲との整合性を図ることが必要である</p>
○	<p>できるだけ就業構造基本調査に合わせその整合性を図るため、表7のとおり、労働力調査の従来の「その他」を新たに「契約社員・嘱託」と「その他」に分割する必要がある</p> <p>基礎調査票の「常雇の雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項及び特定調査票の「継続勤務年数」を把握する調査事項について、両調査票の回答者からの回答結果をクロスした集計を追加する必要がある。</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>就業構造基本調査は、国民の就業構造を詳細に捉えることができる唯一の調査であり、かつ、5年に1回の調査であることから、今後の非正規雇用者の実態やワーク・ライフ・バランスの変化の状況等を平成29年に実施予定の次回調査においても十分に勘案する必要がある。その際、以下について検討すること。</p> <p>(1) 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化</p> <p>「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、平成24年10月実施予定の就業構造基本調査(以下「今回調査」という。)において「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要であるとしたところであるが(前述2-(1)-ア-(ウ)参照)、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが考えられることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること(表5注参照)。</p> <p>(2) 「現職への就業理由」の把握の検討</p> <p>「現職への就業理由」を把握する調査事項については、今回調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしているが、本調査事項は「前職の離職理由」を把握する調査事項との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、今回調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること(前述2-(1)-イ-(ア)参照)。</p>	
○	<p>3 今後の課題</p> <p>基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」については、新たに「常雇(有期の契約)」及び「常雇(無期の契約)」に分割することが計画されており、当該分割は、有期雇用契約者の人数の推計を可能とするものであることから、適当と判断したところである(前述2-(1)-ア-(ア)-a参照)。</p> <p>しかしながら、常雇に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。また、この点を勘案し、平成24年に実施予定の就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項の選択肢においては、「定めがない」、「定めがある」のほか「わからない」を設けている。</p> <p>したがって、今後、労働力調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果(平成25年7月公表予定)における回答状況を分析の上、労働力調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
38	建設工事統計調査の変更について	平成23年7月22日	平成23年9月22日

委員会による修正	(内容)
○	<p>動態調査の推計方法の見直しの結果、従来の調査結果との断層が生じる可能性があることから、建設工事の年間受注高の合計について、少なくとも2年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の年間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行う必要がある。</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) 建設業者の主要決定方法の改善 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可は、28の業種ごとに行われており、複数の許可を受けている建設業者が多数存在している。許可を受けている建設業者の総数は約50万業者であるが、業種別許可の総数は約140万件である。そのため、施工調査における標本抽出時に各建設業者を調査対象業種別に割り振る際には、複数の許可を受けている建設業者の主要を決定する必要がある。 これについて国土交通省は、現在の抽出方法とした昭和57年以前の業種ごとの許可の取得状況を踏まえて主要を決定しており、昭和57年以降の状況の変化を踏まえた改善を行う余地があると考えられる。 したがって、これを改善するため、1(1は丸囲み文字)直近の施工調査結果、2(2は丸囲み文字)経済センサスの調査結果、3(3は丸囲み文字)利用可能な行政記録情報(建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」等)等を活用し、同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析する必要がある。これら調査結果の活用や分析については、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。</p> <p>(2) 標本設計の見直し 施工調査及び動態調査の標本の配分方法等については下表のとおりである。抽出層が非常に多いことから、報告者数が少ない層が相当数存在しており、業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出する際の区分と集計する際の区分が整合していない場合も見られる。 したがって、抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法等を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行う必要がある。また、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。</p> <p>表 標本の配分方法等について(省略)</p> <p>(3) 行政記録情報の活用 統計法においては、行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備され、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においてもその促進が指摘されている。 施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法第11条第2項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。しかしながら、これらの提出書類については、提出時期等の問題があり、かつ電子化が行われていないことなどから、現状では施工調査に活用されていない。 当該書類は、発注者保護の観点から公衆の閲覧に供することを目的に提出を求めているものであるが、これが電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。 したがって、国土交通省の統計部局は、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
37	労働力調査に係る匿名データの作成について	平成23年5月20日	平成23年8月29日
36	農業経営統計調査の変更について	平成23年4月22日	平成23年7月22日
35	「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について	平成23年1月26日	平成23年2月24日

委員会による修正	(内容)
○？	ただし、当該トップコーディングを行った変数については、その平均値等を匿名データの提供に併せて提供することにより、利用者の利便性向上を図る必要がある。
○	ただし、調査票の一つである「現金出納帳」における「農外収支」、「事業外収入」及び「事業外支出」の区分及び当該区分中の項目の構成については、記入しやすい調査票とする観点や、公表する際の表章項目との整合性を図る観点から、整理する必要がある。

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) 特定調査票に係る匿名データの作成 本調査は基礎調査票及び特定調査票の2種類で構成されているが、本計画による匿名データの作成は基礎調査票のみが対象となっている。 特定調査票は、我が国の就業・不就業の状況を分析するための非常に有益な情報を有するものであることから、その匿名データの作成についても検討する必要がある。</p> <p>(2) 匿名データの作成対象年次の拡大 本計画では、匿名データの作成対象調査を平成元年以降のものとしている。 しかしながら、研究には経年的な分析が重要であり、我が国の経済状況が大きく変化した1980年代の分析の重要性を鑑みれば、平成より前のデータの匿名データの作成及び提供についても検討する必要がある。</p> <p>(3) 複数の匿名データの作成の可能性の検討 本計画では、匿名性を確保するため、地域区分や世帯員の年齢等の調査客体の特定につながる可能性がある重要かつ基本的な属性情報については、厳格な匿名化措置を講ずることとしている。 しかしながら、匿名データの利用者のニーズについては様々なものが考えられ、例えば、15歳以上の世帯員の年齢を各歳別とする一方、産業、職業等の分類区分を大括り化した匿名データの作成についてのニーズも指摘されている。 調査客体の匿名性は、複数の匿名化措置により全体として確保されるものであるため、匿名化措置の内容や組合せを変えることにより、同一の調査について複数の匿名データを作成できる可能性はあると考えられることから、今後、複数の匿名データのマッチングによる調査客体の特定の危険性に関する研究等の結果や匿名データの利用者のニーズを踏まえて、匿名化措置を課す情報及びその程度が異なる複数の匿名データの作成の可能性について検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
34	国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	平成22年12月17日	平成23年4月22日

委員会による修正	(内容)
○	同一年齢の子供が3人以上いる世帯については、本計画では、世帯員の年齢は各歳ではなく年齢階級別に提供されるため、同一年齢階級の世帯員数に着目して、当該階級に4人以上の者がいる世帯についてレコードを削除するよう、変更する必要がある、他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>本計画については、本調査に係る匿名データの作成は初回であって、多様な調査項目や抽出方法を考慮した場合、調査客体の匿名性の確保により慎重を期する必要があることから、厳格な匿名化措置を講じていることはやむを得ない。</p> <p>しかしながら、匿名データの利用者のニーズについては様々なものが考えられることから、以下の課題等について速やかに検討を進め、当該データのより一層の充実に努める必要がある。</p> <p>(1) 地域区分及びリサンプリングの単位</p> <p>本計画では、匿名性を確保するため、調査客体である世帯の特定につながる可能性が高い地域情報を削除し、地域区分を「全国」のみとする厳格な匿名化措置を講じている。</p> <p>しかしながら、地域区分については、有用性の観点から極めて重要な情報であることから、調査客体の匿名性の確保を十分に図りつつ、匿名データの利用者のニーズを踏まえて、何らかの地域表章の可能性について検討する必要がある。</p> <p>また、リサンプリングの単位については、今回、世帯単位のみとしているが、世帯員単位でリサンプリングを行うことで地域情報の付与やリサンプリング率の向上の可能性があると、公衆衛生や疫学分野の研究においては、世帯員単位での健康状態や生活習慣の分析が重要となることから、利用者のニーズを十分に考慮したうえで、世帯員単位でのリサンプリングによる匿名データの作成の可能性について、速やかに検討を開始する必要がある。</p> <p>(2) 所得票の情報の提供</p> <p>本計画では、所得票に含まれる情報については、世帯の総所得、課税等の状況及び掛金のみに限って提供することとしている。</p> <p>しかしながら、近年、社会保障や所得格差等に関する研究の重要性が増しており、その分析には所得等に関する内訳や世帯員別の情報が重要であること、一方、本計画で適用されていないトップコーディング等以外の匿名化措置の適用も考えられることから、今後、匿名化措置に関する研究等の進展や利用者のニーズを十分に考慮したうえで、所得等の内訳や世帯員別の情報の提供の可能性について検討する必要がある。</p> <p>(3) 匿名データの作成対象年次の拡大</p> <p>本計画では、匿名データの作成対象調査を調査実施後5年以上経過したのとしており、今回は平成16年に実施したものを作成対象とするともに、今後、順次拡大することとしている。</p> <p>しかしながら、研究には経年的な分析が重要であるとともに、近年の経済・社会状況の急激な変化に伴い直近の統計に基づく分析の重要性が増していること、さらに、本調査については3年ごとに大規模調査が実施されていることを踏まえれば、提供時期の短縮について検討する必要がある。</p> <p>(4) 年齢のトップコーディング</p> <p>本計画では、世帯員の年齢については、85歳以上でトップコーディングを行うこととしている。</p> <p>しかし、トップコーディングの上限值については、近年の急速な高齢化の進展及び高齢者に関する分析の重要性等を踏まえ、今後、匿名データの作成対象年次を拡大する際には、当該年次の人口構成に応じて検討する必要がある。</p> <p>(5) トップコーディング等が行われた変数</p> <p>本計画により作成された匿名データの各レコード上の変数のうち、トップコーディング及びボトムコーディングが行われている変数については、利用者の利便性向上の観点から、海外における提供事例も踏まえ、当該トップコーディング等を行った変数の基本統計量等の提供可能性を速やかに検討する必要がある。</p>	(※く諮問第57号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の中で、左記「今後の課題」への対応が一部に留まっていたため、再度「今後の課題」として言及)

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
33	患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について	平成22年12月17日	平成23年4月22日
32	医療施設調査の変更について	平成22年12月17日	平成23年4月22日
31	鉱工業指数の基幹統計としての指定について	平成22年11月19日	平成22年12月17日
30	生命表の基幹統計としての指定について	平成22年11月19日	平成23年1月26日

委員会による修正	(内容)
○	、「回復期リハビリテーション病棟」、「認知症病棟」及び「介護保険移行準備病棟」については、削除せず、従来どおり調査事項とする必要がある、他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>(3) 今後の課題</p> <p>ア DPC調査やレセプト情報の利用 患者調査の情報以外で患者の傷病の状況等を大規模かつ継続的に把握しているものとしては、DPC調査(注1)及びレセプトがある。これらの情報を患者調査で利用すれば、報告者負担が大幅に軽減され、ひいては、従来から課題とされている退院患者に関する調査票の標本規模拡大の余地も生まれると考えられる。したがって、今後、DPC調査やレセプトの情報の患者調査における利用に向け、検討を進める必要がある。</p> <p>なお、利用の形態としては、基本的に、1(1は丸囲み文字)医療施設が、患者調査の調査票を作成する際に、保管しているDPC調査やレセプトのデータを、患者調査の電子調査票に転送する方法、及び2(2は丸囲み文字)厚生労働省が、患者調査の集計を行う際に、患者調査の調査票情報と保管しているDPC調査(注2)の情報とを同定、結合する方法の2種類が想定できる。</p> <p>については、上記の検討に当たっては、2種類の方法それぞれに関して、技術的可能性や患者調査結果の有用性に与える影響等を検証し、利用の可否を判断することが求められる。</p> <p>(注)1 厚生労働省が実施している「DPC導入の影響評価に係る調査」を指す。なお、同調査は、統計法に基づく統計調査ではない。</p> <p>2 厚生労働省が保管しているレセプトデータは、外部データとの同定、結合が不可能なため、2(2は丸囲み文字)の方法の対象は、DPC調査データに限られる。</p> <p>イ オンライン調査の導入 今回、患者調査は、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により実施(注)することとしており、政府統計共同利用システム(以下「共同システム」という。)を用いたオンライン調査の導入は見送られている。これは、共同システムの機能の制約を理由としており、現時点ではやむを得ないと考えられるが、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経由機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。したがって、今後、患者調査における共同システムを用いたオンライン調査の導入について、共同システムの改修状況等を踏まえて検討を進める必要がある。</p> <p>(注) 厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。</p>	<諮問第63号の答申「患者調査の変更について」>
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>上記2(2)のとおり、今回、一般診療所票及び歯科診療所票について、共同システムを用いたオンライン調査の導入を見送ることは、やむを得ない。しかしながら、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経由機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。したがって、今後、一般診療所票及び歯科診療所票についても共同システムを用いたオンライン調査を導入することに関して、共同システムの改修状況や病院票におけるオンライン調査の利用実績等を踏まえて検討を進める必要がある。</p>	<諮問第62号の答申「医療施設調査の変更について」>
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>今後の生命表の作成に当たっては、一次統計である国勢統計において予定されている結果の詳細化を踏まえ、100歳以上の高齢者に係る死亡率の推計方法について現行の方式の妥当性を含め、多様な推計方法を総合的に検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
29	経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について	平成22年10月22日	平成22年12月17日
28	社会生活基本調査の変更について	平成22年10月22日	平成23年1月26日
27	小売物価統計調査の変更について	平成22年8月20日	平成22年10月22日
26	産業連関表の基幹統計としての指定について	平成22年5月21日	平成22年6月18日
25	経済産業省生産動態統計調査の変更について	平成22年3月24日	平成22年5月21日

委員会による修正	(内容)
○？	経理項目については、・・・、原則平成23暦年の数値が記入されるよう調査対象に協力を求める必要がある。他
○	「短時間勤務」の説明文から「同じ事業所で働く」の文言を削除することが必要である。他
○	統計利用者にその変更内容を周知するとともに、リンク係数を提供することにより、時系列で比較する際に影響が出ないような措置をとる必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>(3) 今後の課題</p> <p>活動調査については、事業所と企業という両経済主体の全体を同時に調査するこれまでにない調査であり、事業所と企業の経理事項の関係が明確になり、利用者における利用可能性を格段に広げることが期待される。</p> <p>しかし、企業内の事業所の売上高の合計と企業の売上高は、企業の内部取引額の扱いにより異なることとなる。</p> <p>このため、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。</p>	<諮問第78号の答申「経済センサス-活動調査の変更について」>
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>本委員会では、調査票の回収方法について、上記2(2)アのとおり、正確な回答を得る観点から、原則、調査員が回収を行うことが適当と判断した。</p> <p>しかしながら、国民の個人情報保護に関する意識の高まり、ライフスタイルや居住形態の変化等により、調査員調査が以前よりは難しくなっているという一般的な事情も理解できるものである。</p> <p>したがって、このような調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、次回調査に向けて、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要がある。</p>	<諮問第81号の答申「社会生活基本調査の変更について」>
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) 調査品目の選定基準</p> <p>実施部局から提示された調査品目の選定基準については、その妥当性について検証する必要があるかとの意見がだされたが、早急に検証を行うことは困難であるとの判断から今回は適当であるとした。</p> <p>したがって、次回の消費者物価指数の基準改定までに、消費者物価指数における本調査結果の利活用の観点及び結果精度の観点から検証する必要がある。</p> <p>(2) 小売物価統計と消費者物価指数との関係</p> <p>現在、消費者物価指数は統計法第9条に基づき、基幹統計調査である小売物価統計調査の集計事項の一部として承認されていることから基幹統計であるとされている。しかし、消費者物価指数は、その利用が法令で明記されているなど政策を立案、実施する上で重要な統計であることから、小売物価統計調査と一体的に運営されることを前提にそれ自体単独で基幹統計と位置付けてもよいと考えられる。</p> <p>したがって、今後、統計調査以外の方法により作成される他の基幹統計との整合性などを勘案して、速やかに消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かを検討する必要がある。</p>	<諮問第41号の答申「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」>
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) 生産能力の調査品目の拡充及び単位の見直し</p> <p>生産能力調査については、今回調査対象品目を追加する計画であるが、生産能力指数や稼働率指数の精度向上の観点から、引き続きさらなる調査対象品目の拡充について検討するとともに、生産能力を把握するための単位について見直す必要がある。</p> <p>(2) 報告者が特定される可能性が高い品目の取扱い</p> <p>産業構造の変化等により、その占有状況によって、報告者が特定される可能性がある品目については、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうか検討する必要がある。</p> <p>(3) 国外からの受入が多い品目の取扱い</p> <p>今回、複写機について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、「国内」及び「国外」別の受入数量の内訳を追加する計画であるが、今後、国外からの受入が多い品目についても、同様の把握をすることを検討する必要がある。</p>	<諮問第51号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	統一基準に則した調査対象品目の見直しへの配慮、基準の見直し	<諮問第51号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」>で確認

諮問番号	件名	諮問	答申
24	「指数の基準時に關する統計基準」の設定について	平成22年1月25日	平成22年2月22日
23	自動車輸送統計調査の変更について	平成22年1月25日	平成22年3月24日

委員会による修正	(内容)
○	事業用貨物自動車に係る車種ごとの調査対象自動車の選定方法については、調査結果の偏りの発生を防止する方法に変更する必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) 輸送貨物の品目分類の見直し 輸送貨物の品目分類については、大枠として輸送統計に用いる標準品目分類を設定した上で、輸送機関ごとにその特性を加味して一部詳細化して適用しているが、本調査における品目分類については、昭和58年4月以降改正されていないことから、利用ニーズや他の輸送統計との関係にも留意しつつ、産業構造の変化への対応や報告者負担の軽減等の観点から改正について検討する必要がある。</p> <p>(2) 時系列データ等の整備 今回の調査計画の変更に伴い、調査対象から削除される自家用軽貨物自動車及び自家用旅客自動車に係る輸送量(輸送トン数、トンキロ、輸送人員及び人キロ)については、他の統計調査や行政記録情報を活用した推計方法を開発することにより、代替データを作成・公表することについて検討する必要がある。また、利用ニーズを踏まえつつ、本調査の結果データを一定期間蓄積した上で、都道府県単位の輸送トン数、トンキロ等を作成・公表することの可能性について検討する必要がある。</p> <p>(3) 自動車輸送統計の今後の在り方 本調査は、トラック輸送の効率化、モーダルシフトの推進等の行政施策に必要な情報を提供する重要な調査であるが、毎月、輸送区間ごとに輸送貨物の品目及び重量、走行距離等を調査するなど、報告者負担が大きいものである一方、より信頼性の高い時系列データの整備が求められていることから、将来的には、行政記録情報の更なる活用や他の輸送関連統計調査との連携・役割分担を図るなど、自動車輸送統計の体系的な整備の在り方について検討する必要がある。</p>	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)

諮問番号	件名	諮問	答申
22	経済産業省企業活動基本調査の変更について	平成21年11月20日	平成22年1月25日
21	国民生活基礎調査の変更について	平成21年10月30日	平成22年1月25日

委員会による修正	(内容)
○	製造委託以外の外部委託については、その定義の明確化を図るため、「製造委託以外の業務の外部委託(アウトソーシング)」とし、委託金額については、「営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造委託を除いたもの」とする必要がある。他
○	ただし、単身赴任や社会福祉施設への入所等で世帯を離れている者について、…調査票の「同居していない」という用語を適切な表現に改める…必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>(1) 企業活動に関する統計の体系的な整備 企業活動に関する統計の体系整備については、本調査の19年調査計画に係る統計審議会の答申である「諮問第312号の答申 経済産業省企業活動基本調査の改正について」(平成18年11月10日付け統審議第10号。以下「前回答申」という。)において指摘されているほか、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。)においても、企業活動に関する包括的な統計の構築の検討等を行うこととされている。企業を対象とした全業種横断的な統計整備に向けて、統計調査の調査事項の用語、概念・定義の明確化と統一化等に十分留意して、検討を進める必要がある。</p> <p>情報通信分野については、基本計画の指摘を踏まえ、総務省及び経済産業省は、平成22年度に、情報通信業の分野の企業活動の実態を一元的に把握する「情報通信業基本調査(仮称)」を両省の共管による一般統計調査として創設し、その調査結果等を踏まえ、平成24年度を目途に基幹統計調査化を図ることを計画している。これについては、企業活動に関する統計の体系的整備に資するものであることから、高く評価できる。</p> <p>しかし、その他の分野については、まだ、具体的な検討が進んでいない状況となっているため、情報通信業基本調査(仮称)の経験、成果等を踏まえつつ、企業活動に関する統計の中核的なものとして位置付けられている本調査を基礎として、企業を対象とした統計調査を実施している関係府省は、緊密な連携・協議の上、全業種横断的な企業活動に関する統計の構築に向けて、取組を推進することが必要である。</p> <p>また、この関係府省間における検討と併行して、経済産業省は、本調査については、中小企業実態基本調査(一般統計調査)、海外事業活動基本調査(一般統計調査)等の企業を対象とする所管の統計調査と調査対象及び調査事項が重複している部分があることから、平成24年2月に実施予定の経済センサスー活動調査の結果等を基に、報告者負担の軽減及び調査の効率的な実施の観点から、役割分担の明確化や重複は正の方策を検討することが必要である。</p> <p>(2) 調査対象範囲及び規模の見直し等 前回答申で指摘されている、本調査の調査対象範囲及び規模の見直しについては、今回計画では対応が図られていない。これについては、産業別の企業の活動状況に関する分布情報や産業特性の分析に必要な情報が現時点では得られないため、やむを得ないと考えるものの、経済センサスー活動調査の結果等を踏まえ、引き続き検討することが必要である。</p> <p>また、前回答申において、業種や企業規模を考慮した複数の調査票による調査の導入について指摘されているが、これについては、報告者負担の軽減及び調査の効率的な実施の観点から、引き続き、ショートフォームとロングフォームの併用による調査の実施などについて検討することが必要である。</p>	
○	<p>3. 今後の課題</p> <p>本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記2(4)で述べた調査票回収率の向上策の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。</p> <p>また、これらの対策が思わしい成果を上げない場合は、平成25年に実施する本調査の企画に当たり、他の基幹統計調査の状況も踏まえ、調査方法等について、見直しを検討する必要がある。</p>	<諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	広義の「企業グループ」内の企業間の取引の実態把握	第1期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
20	農業経営統計調査の変更について	平成21年7月13日	平成21年9月14日
19	港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について	平成21年6月8日	平成21年8月24日
18	国勢調査の変更について	平成21年6月8日	平成21年9月14日
17	日本標準職業分類の統計基準としての設定について	平成21年4月13日	平成21年8月24日

委員会による修正	(内容)
○	今回、「その他」に集約して営農類型ごとの集計は行わないこととしている「花き作」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」の営農類型について、…、現行と同様の営農類型ごとに集計し結果表章を継続する必要がある。
○	「5年前の住居の所在地」については、市町村合併による市町村の名称に変更がある場合の混乱を防ぐ観点から、調査時点(平成22年10月1日時点)の市町村の名称を記入するものであることを調査票に明記することが必要である。他
○	職業、仕事及び報酬の定義を明確化する。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	3. 今後の課題 本調査については、統計資源の厳しい制約に直面している中で、現行の調査内容に対して、総人件費改革に伴う限られた人員の下では、これまでのように対応できない状況になると考えられる。このため、今回の審議結果を踏まえ、公共財としての位置付け、調査精度の維持、データの有用性の確保に十分配慮するなど、本調査が基幹統計であることの十分な認識に立って、調査内容の見直しについて検討する必要がある。 同時に、調査の効率化を目指して導入した郵送回収に関連して生じた問題への対処と、経営体の使用する会計ソフトの情報を効果的に調査票情報として活用することを推進するための更なる方策を検討するほか、オンライン調査の導入による効率化の可能性についても検討する必要がある。 また、調査客体に対して、集計結果や分析結果を迅速にフィードバックする等、調査への協力を促進する有効な方策についても検討する必要がある。 こうした検討を速やかに行い、基幹統計としての役割を果たすべく、総人件費改革において削減された人員の下で、調査精度の確保を図り、統計の質を維持することに努める必要がある。	<諮問第36号の答申「農業経営統計調査の変更について」>(※左記「今後の課題」への対応とは明記していないが)
○	(3) 今後の課題 ア 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切にとらえる観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。 イ 港湾調査の実施に当たっては、上記(2)オ(イ)のとおり、既に入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用に取り組んでおり、高く評価できるところであるが、主要港湾に留まっていること等から、港湾関連手続きの電子化の更なる進展状況等を踏まえ、報告義務者の負担軽減等の観点から、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要がある。	<諮問第67号の答申「港湾調査の変更について」>
○	3. 今後の課題 平成27年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成22年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。 なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。	<諮問第68号の答申「国勢調査の変更について」>
○	3. 今後の検討 大分類F 保安職業従事者のうち自衛官・警察官・海上保安官・消防員については、昭和35年の日本標準職業分類制定以来、管理者等を分離した分類項目とはなっていない。一方、現在の国際標準分類等では管理者等を分離した分類項目となっている。 今回の諮問は、近年の社会情勢の中における日本標準職業分類の重要性に鑑み、早期に統計基準として設定しようとするものであるが、国際標準分類及び諸外国の分類においても管理的職業等とそれ以外の分離の基準が区々であることや、当該職業では特殊な職位名称が多く報告者負担を増加させる可能性があること、などに鑑み、今回の改定においてこの点について結論を得ることは困難であり、時間をかけて検討する必要がある。 また、今回の職業分類は、国際比較性の向上や産業分類から独立したものとすることなどを目指しているが、個人の仕事の内容が欧米ほど明確化されていない状況などから、それを徹底させることが現実的でないと判断した部分もあり、今後の実査における状況等を見つつ、この点についてもさらに検討していく必要がある。	<諮問第68号の答申「国勢調査の変更について」> (審議の際の視点など)

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	(調査内容削減や人員等統計資源縮小への危機感)	
○	(審議の際の視点など)	

諮問番号	件名	諮問	答申
16	国民経済計算の作成基準の変更について	平成21年4月13日	平成23年5月20日
15	特定サービス産業実態調査の改正について	平成21年3月9日	平成21年5月11日
14	日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について	平成21年1月19日	平成21年1月19日

委員会による修正	(内容)
○	1. 学習塾については、今後インターネットを活用した指導方式の伸展が想定されることから、その有無を、・・・、調査事項として追加する・・・ことが必要である。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	3. 今後の課題 内閣府は、以下に掲げるOBSNAの導入等の課題への対応を進める中で、利用者の意見を踏まえ、作成基準の見直しの検討を行う必要がある。また、作成基準そのものについても、記載事項に粗密があり他に記載すべき事項があるのではないかという意見もあることから、この点に関する見直しについても検討を行う必要がある。 (1) OBSNAの導入 次々回基準改定での本格導入に向け、産業連関表とも連携を図りつつ、内閣府において、国際比較可能性や利用者の利便性に十分配慮し、優先順位を考えた計画に基づき検討を進めることが適当である。その際、次々回基準改定を待たずとも、可能なものについては前倒して対応することが望ましい。 (2) 経済センサス-活動調査に関係する年次推計等の抜本的な見直し 経済センサス-活動調査(平成28年実施予定)に対応した供給・使用表(SUT)の検討やコモディティ・フロー法の見直しを含む基礎統計整備を立案した年次推計等の抜本的な見直しに関しては、引き続き内閣府において研究を進めることが適当である。	(※諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更について」の際に検討している。)
○	2. 今後の課題 前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。	<諮問第54号の答申「特定サービス産業実態調査の変更について」>
○?	イ 今後の検討 日本標準産業分類については、世界各国の経済・産業構造が地球規模で相互により一層連関を深めている状況を、また、疾病、傷害及び死因の統計分類については、世界保健機関の疾病及び関連保健問題の国際統計分類の改定の動向を踏まえるとともに、今後閣議決定される予定である「公的統計の整備に関する基本的な計画」も踏まえ、所要の見直しを着実にを行うことが肝要である。	

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	いわゆる「学習塾」の全体像を明らかにする統計の整備について、企業を単位とする統計調査の関係の整理について、事業所を単位とするサービス業に係る統計の整備について、都道府県ごとに集計結果の精度を向上するための方策への配慮	

諮問番号	件名	諮問	答申
13	全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について	平成20年12月22日	平成21年3月9日

委員会による修正	(内容)
○	年収等が高額な世帯のレコードを全面的に削除することは適当でない。したがって、…提供する情報を年収等の総額のみ限定し、…等の匿名化措置を講じた上で、匿名データに残すことが必要である。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>2. 今後の課題</p> <p>本計画については、1. 政府における匿名データの作成は今回の総務省によるものが初めてであり、調査客体の匿名性の確保に慎重を期する必要があること、2. 本年4月の統計法の全面施行に合わせて、匿名データの提供を速やかに開始する必要があること、3. これまで匿名データの利用ニーズが必ずしも十分に把握されていないこと等から、調査客体の匿名性を確保するために厳格な匿名化措置を講じていることはやむを得ない。</p> <p>しかしながら、匿名データの利用者ニーズ等については様々なものが考えられることから、以下の課題等について速やかに検討を進め、当該データのより一層の充実に努める必要がある。</p> <p>(1) 本計画では、匿名性を確保するため、個人の年齢等調査客体の特定につながる可能性がある重要かつ基本的な属性情報については厳格な匿名化措置を講じている。</p> <p>しかしながら、調査客体の匿名性は、一つの匿名化措置のみで確保される訳ではなく、複数の匿名化措置により全体として確保されるものであるため、匿名化措置の内容や組合せを変えることにより、同一の調査について複数の匿名データを作成することが可能であると考えられる。例えば、就業構造基本調査について、15歳以上の世帯員の年齢を各歳別とする一方、職業、産業等の分類区分を大括り化した匿名データの作成についてのニーズも指摘されている。</p> <p>こうした観点から、今後、複数の匿名データのマッチングによる調査客体の特定の危険性に関する研究等の結果や匿名データの利用者のニーズを踏まえ、匿名化措置を課す情報及びその程度が異なる複数の匿名データの作成の可能性について検討する必要がある。</p> <p>(2) 本計画では、匿名データの作成対象調査を平成元年以降に実施したものであり、かつ調査実施後5年以上を経過したものとしている。</p> <p>しかし、経済・社会事象に関する研究には、長期の時系列分析が不可欠であり、また、近年、経済・社会の状況がめまぐるしく変化していることから、直近の統計に基づく当該研究の重要性も増している。</p> <p>こうした観点から、今後、作成対象調査を、平成元年より前に実施したものに拡張することについて検討するとともに調査実施後5年以上経過したものを提供するという基準を緩和することについて検討する必要がある。</p> <p>(3) 匿名データの分析手法としては、集計値の分析のほかには多変量解析がある。しかし、本計画により作成された匿名データの各レコード上の変数のうち、トップコーディング、ボトムコーディング及びリコーディング（年齢等の階級化等）が行われている変数については、集計値の分析には大きな問題がないものの、多変量解析へは必ずしも十分利用することができない。</p> <p>こうした観点から、今後、トップコーディング等が行われた変数についても多変量解析に十分利用できるよう、当該変数の平均値等をメタデータとして整備する等の措置に関して、運用後のニーズ等の状況を踏まえ、検討する必要がある。</p>	<諮問第87号の答申「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	訓練用・教育用の簡易な匿名データの作成等について、匿名データの作成に係るニーズの把握	第1期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
12	2010年世界農林業センサスの計画について	平成20年11月10日	平成21年1月19日

委員会による修正	(内容)
○	「市区町村調査」については、…オンラインによる報告も可能とする必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 「農林業経営体調査」におけるインターネットを利用した申告も可能とする措置については、農林業経営体の大部分を占める農家におけるインターネットの利用状況を踏まえると、今回センサスでは対応しないことはやむを得ない。しかしながら、農家におけるインターネットの利用動向を踏まえ、「農林業経営体調査」について、今後、インターネット申告の併用を可能とすることを検討する必要がある。</p> <p>(2) 農業においては、食料・農業・農村基本計画(平成17年3月閣議決定)に基づき、営農組織の法人化が推進されている。生産構造及び経営構造の違いから、個人形態の農林業経営体と法人形態の農林業経営体とでは、把握すべき事項に相違するものがある。このような観点から、同じ法人形態の農林業経営体であっても、株式会社等の会社形態のものと家族経営のものとは、その構造に差異があることを考慮しながら、「農林業経営体調査」について、農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討する必要がある。</p> <p>(3) 農林業センサスにおける「農業集落」は、「農林業経営体調査」の基本的な地域単位として、かつ、「農山村地域調査」の属地的な調査範囲として位置付けられている。この「農業集落」は、農業生産面と生活面が一体となって農業上形成された地域社会を基礎として、農林水産省が市区町村と協議し、調査の地域単位として設定しているものである。</p> <p>2010年農林業センサスでは、農林業の活動や地域コミュニティ活動などの集落機能を把握することとしているが、今後、社会的なインフラなど、農業集落としての機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などを活用できるよう、検討する必要がある。</p>	<諮問第52号の答申「農林業センサスの変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	行政記録情報等の保有機関や国民に、行政記録情報等を活用することの有用性を理解してもらうための取組	第1期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
11	平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について	平成20年11月10日	平成21年1月19日
10	造船造船統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について	平成20年10月20日	平成20年12月22日

委員会による修正	(内容)
○	「世帯票」における就業者の雇用形態として、「パート」と「アルバイト」に区分することについては、本調査においては、両者を区分する必要性が乏しいことから、両者を統合し、「パート・アルバイト」とする必要がある。他
○	造船調査における「価格」欄については、…調査事項の名称を「価格」から「金額」に改めることが必要である。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	2. 今後の課題 (1) 全国単身世帯収支実態調査は、全国消費実態調査を補完する見地から、今回初めて、民間調査機関が管理する登録モニター等を対象として調査を実施するものであるため、モニター調査の調査結果の精度に及ぼす影響等について十分な検証を行うとともに、全国消費実態調査の結果との統合集計の方法やその結果の妥当性についても併せて十分な評価を行う必要がある。 このため、調査実施者は有識者等から成る研究会を設置するなどして、これらの検討を行う必要がある。 (2) 全国消費実態調査について、よりの確に家計の実態を把握する等の観点から、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題について見直しを進める必要がある。 ア 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。 1. 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否。 2. 現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査(個人収支簿)について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申(平成20年12月統計委員会)(以下「基本計画答申」という。)において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」(平成23年中に結論を得る。)との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方。 イ 家族の形態が多様化している状況を踏まえ、甲調査の「世帯票」について、「(16)その他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。 ウ 甲調査の「世帯票」において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、基本計画答申において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」(平成25年調査の企画時期までに結論を得る。)との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。 エ 家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。 1. 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」において、株式を国内、国外別に把握することの可否。 2. 現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否。その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票(耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票)で把握することが適当かについても検討する必要がある。	<諮問第61号の答申「全国消費実態調査の変更について」>
○	2. 今後の課題 (1) 両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。 このような調査対象の把握方法については、造船調査は造船法(昭和25年法律第129号)に基づく届出義務のある工場(事業所)を調査対象としていることから、問題がないと考える。しかしながら、これ以外の調査については現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。 併せて、両統計調査(造船調査を除く。)の調査対象を「常時10人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。 (2) 船舶及び鉄道車両は生産に長期間を要するものであることから、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である。そのため、特に鉄道車両について、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討する必要がある。	<諮問第59号の答申「造船造船統計調査の変更について」> <諮問第69号の答申「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」>

部長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	統計の名称、国民経済計算の推計への有効利用	前者は対応済(時期?)
○	府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)について(第I期基本計画答申関連)	第I期基本計画のFU

諮問番号	件名	諮問	答申
9	国民経済計算の作成基準について	平成20年9月8日	平成21年3月9日
8	経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について	平成20年5月12日	平成20年8月20日
7	特定サービス産業実態調査の改正について	平成20年2月18日	平成20年5月12日
6	平成20年に実施される社会教育調査の計画について	平成20年2月18日	平成20年4月14日

委員会による修正	(内容)
○	諮問案については、…作成方法の原則等を明示する必要がある。他
○?	産業分類の格付け情報として、「4(4)事業の業態」欄の記載方法を工夫するなど、付加価値を反映させるための設計について検討することが必要である。他
○	…の4種類の調査票について、過去1年間におけるリース投資資産取得額及び年間営業費用の内訳としてリース投資資産原価を追加する必要がある。他
○	調査の名称は、対象とすべき施設に漏れが生じることがないよう、調査対象を包括する表現を用い、「生涯学習センター調査」と改める必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	2. 今後の課題 (1) 改正時期 作成基準の改正については、これまで国際連合の基準は十年以上の期間を経て改定されていること等を踏まえ、的確に状況に即した国民経済計算を作成するため、国際連合の基準の改定の際の改正に加えて、5年ごとの基準年の改定の際に概念変更などを行った場合においても改正の要否を検討すべきである。 (2) 諸課題への対応 平成21年度以降、内閣府は、以下のような課題への対応を進める中で、利用者の意見を踏まえ、必要に応じ、作成基準や作成方法の見直しを行う必要がある。 ・国際連合の基準の改定(93SNAの改定)等国際動向への対応 ・「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込まれる国民経済計算に関する課題への対応 ・平成22年秋以降に公表が予定される平成17年基準改定への対応 ・今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなった、基礎統計の利用や、国民経済計算と基礎統計との連携といった課題についての検討	(※諮問第16号「国民経済計算の作成基準の変更について」の際に検討している。)
○	2 今後の課題 総務省は、今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について、検討する必要がある。	<諮問第50号の答申「経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について」>
○	2 今後の課題 (1) 調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図る観点から、次回調査までに、統計需要にも留意しつつ、地域別表章の在り方を含め、標本調査の導入について検討する必要がある。 (2) 現在、集計・公表に当たっては、回収結果を単純集計する方法を採っているが、毎年の回収率の変動に伴う調査結果への影響を回避するため、次回調査までに、上記(1)の標本調査の導入の検討と併せ、欠測値の適切な補正方法についても検討する必要がある。 (3) 従業者数や売上高等の規模により把握すべき事業内容が相違していることを考慮し、今後、事業者の規模に応じ、調査事項に精粗の差異を設けた調査票の設計について検討する必要がある。 (4) 業態が多様なサービス産業について、業種ごとの特性を明らかにするという本調査の目的に照らし、本調査の有用性をより高めるため、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業」における年間売上高の契約先業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定について、その把握可能性も含め、検討する必要がある。	<諮問第15号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」> (※左記「今後の課題」への対応とは明記していない。)
○	2 今後の課題 (1) 今回の調査計画において、社会教育施設以外の生涯学習を支援する施設を本調査の調査対象として拡大したこと等は、本調査の位置づけを生涯学習支援における社会教育の全体像を把握するものとする観点から、大きな一歩を踏み出したものと評価できる。しかし、生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある。 (2) 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的に記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行う必要がある。	<諮問第73号の答申「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	行政記録(産業財産権の出願人データ)の活用について、サービス活動の把握について	第I期基本計画のFU
○	生涯学習・社会教育統計の体系の中での社会教育調査の在り方(基本計画部会での課題にも関連するため)	第I期基本計画

諮問番号	件名	諮問	答申
5	平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について	平成20年1月21日	平成20年4月14日
4	公的統計の整備に関する基本的な計画について	平成20年1月21日	平成20年12月22日

委員会による修正	(内容)
○	<p>病棟名等については、平成20年度診療報酬改定を踏まえ、また、診療科目名については、医療法施行令(昭和23年政令第326号)等の改正を踏まえ、今回調査において、所要の修正を行う必要がある。他</p>

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	<p>2 今後の課題 (1) 医療施設調査 ア 医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、平成19年度から医療機能情報提供制度が導入されており、医療施設は都道府県に診療機能に関する情報を報告することが義務付けられている。当該制度に基づき、都道府県が保有する情報の活用が可能となれば、記入者負担の軽減につながる可能性がある。ただし、医療機能情報提供制度については、都道府県ごとに情報を把握する範囲が区々となっていることから、実現までにはいくつかの段階を経る必要がある。このため、中長期的な課題として、医療機能情報提供制度を含む業務記録等の活用による、医療施設調査における記入者負担の軽減を検討する必要がある。</p> <p>イ 医療施設調査において、診療機能として、医療施設の従事者を捕捉する場合には、「マンパワー」の把握の観点から、常勤換算した数値で把握することが妥当である。しかし、実労働時間ではなく、勤務時間による換算が行われている点、また、医療施設ごとに定められた勤務時間が異なる点などについては、改善の余地が認められる。改善を検討する場合には、常勤と非常勤の別に実人員及び実労働時間を把握することにより、医療施設の従事者に係る労働の負荷に関する情報も得ることが可能となるよう、工夫できないかとの意見がある。従来の方法を変更する場合には、時系列分析及び記入者負担への影響について十分な検証が必要と考えられることから、中長期的な課題として、その可否について、検討を行う必要がある。</p> <p>(2) 患者調査 ア 患者が納得して治療法を選択できるよう、診断及び治療法について、主治医以外の医師が提示する医療上の意見を求める仕組み、いわゆるセカンドオピニオンの利用が広がっていることから、次回調査において、セカンドオピニオンが利用されている疾患を把握することの可否について、検討を行う必要がある。</p> <p>イ 入院医療の評価への活用の可能性など、「退院票」の持つ意義を重視し、「退院票」の調査対象施設、調査対象期間等を拡充してはどうかとの意見がある。しかし、「退院票」については、調査項目が多い上、抽出した病院又は一般診療所に対し、9月中に退院した患者すべてについて作成を求めることとしており、記入者負担を考慮すると、今回調査では、「退院票」の拡充は困難である。このため、次回調査において、患者調査全体として記入者負担の軽減を図りつつ、「退院票」を拡充することの可否について検討を行う必要がある。</p> <p>(3) 両調査共通 今回調査では、政府統計共同利用システムを利用し、オンライン調査を導入することとしていないが、統計調査等業務の業務・システム最適化計画(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の趣旨を踏まえ、次回調査においては、郵送調査に加えて、政府統計共同利用システムを利用し、オンライン調査も可能とする仕組みを導入する必要がある。</p>	<p>(※<諮問第32号の答申「医療施設調査の変更について」>の際に、行政記録情報の活用による調査事項の削除を適当としている。従事者捕捉については言及なし。オンライン調査の導入は適当としている。)</p> <p>(※<諮問第33号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」>の際に、オンライン調査の導入を見送ったが「今後の課題」で再度言及。セカンドオピニオンの追加、退院票の拡充については言及なし(退院票も含めて調査事項の追加・削除は行っていない)></p>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	医療に関する統計について、行政記録等の活用について(基本計画部会での議論に参考)	第I期基本計画

諮問番号	件名	諮問	答申
3	平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について	平成19年11月12日	平成20年1月21日
2	平成20年に実施される漁業センサスの計画について	平成19年11月12日	平成20年1月21日
1	平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について	平成19年10月5日	平成19年12月10日

委員会による修正	(内容)
○	土地及び建物の利用状況を的確に把握するため、両調査の土地又は建物の利用現況に係る調査事項について、それらの不使用の実態も併せて捉えるようにすることが必要である。他
○	新規就業者については、…、「過去1年以内に新たに漁業を始めた人」を「過去1年以内に漁業を始めた人」に表現を修正する…必要がある。他
○	インターネットを用いた申告は、…未回答や誤回答に関する注意喚起のメッセージ等が多くなることによって調査世帯に過度の負担感を抱かせないような方を講じる必要がある。他

今後の課題	(内容)	(その後の対応)
○	2 今後の課題 (1) 両調査については、報告者負担の軽減及び調査の効率化の見地から、市町村が保有する固定資産課税台帳等の活用の余地について、今後更に検討することが必要である。 (2) 駐車場用地等の上にあるいわゆる「駅ナカ」等商業施設として利用されている箇所については、近年大都市圏において増加してきており、駐車場用地等とは異なる利用状況を的確に把握するため、次回以降の両調査において、当該箇所を把握することについて検討する必要がある。 (3) 両調査の調査対象のうち、全数調査の対象である資本金1億円以上の法人に関するパネルデータについては、今後も継続して作成することが必要である。また、広く国民が利用できるように、パネルデータの分析結果の公表についても検討する必要がある。	<諮問第46号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更(名称及び目的の変更)」について>
○	2 今後の課題 漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第2項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考えられる。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。	<諮問第48号の答申「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更(名称及び目的の変更)」について>
○	2 今後の課題 (1) 住宅に関する施策が「供給量」の確保から「質」の確保を重視するものになってきているが、「質」のとらえ方については様々な考え方があることから、今後、調査事項を見直すに際しては、当該施策においてどのような「質」を確保すべきかについて留意しつつ、施策の立案者等との間で十分な検討を行う必要がある。 (2) 住宅・土地に関する施策の企画・立案に際して、住宅の選択に影響を及ぼしている事項を明らかにする必要があると考えられることから、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要がある。 (3) 本調査については、実施後に調査世帯の一部に対して住生活総合調査(仮称)が実施される予定となっており、2つの調査の結果が一体的に利用されることとなることから、住生活総合調査(仮称)との関係を整理し、統合すること等の是非及び可否を検討する必要がある。	<諮問第47号の答申「住宅・土地統計調査の変更」について>

部会長メモ	(内容)	(その後の対応)
○	○ 行政記録の活用について	第I期基本計画
○	漁船登録データの活用について、地域におけるコミュニティ活動等の把握について、調査方法の見直しについて	第I期基本計画等
○	人口・社会統計の体系の中での住宅・土地統計の在り方、経済的事項の調査について、民間委託の在り方	第I期基本計画等

統計委員会、部会等の開催回数等

委員会・部会名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (10月末見込み)
統計委員会	7	13	12	11	11	9	11	11	11	6
基本計画部会	9	13	0	4	5	5	12	10	10	5
ワーキンググループ (H25はTF含む)	17	47	—	12	1	13	27	0	0	0
横断的課題検討部会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
ワーキンググループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
国民経済計算部会	1	3	3	4	1	0	0	5	0	0
専門委員会	2	4	3	—	—	—	—	—	—	—
ワーキンググループ	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—
人口・社会統計部会	11	3	7	9	4	8	8	11	10	2
産業統計部会	5	9	6	4	6	3	11	4	6	9
サービス統計・企業統計部会	3	4	9	6	4	4	12	10	10	4
統計基準部会	0	0	9	1	0	0	4	1	0	0
匿名データ部会	0	3	0	3	3	4	1	4	3	2
合計	55	99	50	56	35	46	86	56	50	37

(参考)

諮問	7	8	10	10	8	7	15	13	9	9
答申	3	11	9	8	11	7	15	13	9	6